

公 示

次のとおり、企画競争に関する委託先事業者の選定を行います。

平成27年4月10日

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 山口 宏之

1 企画競争に付する事項

- (1) 件 名 平成27年度長期失業者等総合支援事業 一式
- (2) 実施主体 福岡労働局職業安定部地方訓練受講者支援室
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階
- (3) 事業概要 長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、再就職支援の充実・強化を図るため、民間職業紹介事業者への委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、職業紹介及び職場定着支援などの就職支援を総合的に実施する。
- (4) 契約期間 平成27年6月1日から平成28年12月31日まで
- (5) 仕 様 「平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」による。

2 企画競争参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。
- (2) 予決令第71条に規定する各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
- (3) 企画書提出時において、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」について、A、B又はC等級に格付けされ、事業の対象地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 企画書提出時において、有料職業紹介事業の許可を現に受けており、かつ受託した事業を実施する時点で、有料職業紹介事業の許可を受けていることが確実であると認められること。
- (7) 受託した事業を実施する時点で、事業の対象地域を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）が、事業の対象者の利便等を考慮して指定する地域内（必要に応じて、複数の地域を指定することも可）に職業紹介事業を行う事業所を設置していることが確実であると認められること。

- (8) 受託した事業を実施する時点で、事業の委託費を盛り込んだ手数料表の届出をしていることが確実であると認められること。
- (9) 受託した事業を実施する時点で、事業の対象者に関して職業紹介事業において取り扱う職種の種類その他業務の範囲を限定していないことが確実であると認められること。
- (10) 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（ただし、これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書類提出期限の直近2年間（ホ）及び（ハ）については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- (イ) 厚生年金保険 (ロ) 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- (ハ) 船員保険 (ニ) 国民年金 (ホ) 労働者災害補償保険 (ヘ) 雇用保険
- 注) 各保険料のうち（ホ）及び（ヘ）については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (12) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業に係る不正を行った者であり、企画書提出時において、処分等の日から3年を経過しない者でないこと。
- (13) 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、事業の実施に支障を来すと、支出負担行為担当官が判断する者でないこと。
- (14) 上記(10)から(13)に係る法令等違反した者の範囲については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」「子会社」「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を範囲とする。
- (15) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率未達成の事業主については、障害者の雇入れに関する計画を提出し雇用改善を図っていると、支出負担行為担当官が判断する者であること（ただし、常用労働者数が49人以下の事業主については、本要件は適用しないこと。）。
- (16) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

3 契約候補者の選定

「平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について、「平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書評価委員会設置要綱」に基づき評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を契約候補者に選定する。

4 企画競争に係る説明会の開催

- (1) 日時及び場所
平成27年4月21日 (火) 14時～
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階
労働第4会議室 (福岡労働局職業安定部内)
- (2) 説明事項
事業の概要、事業企画書提出手続き等
- (3) 参加人員
会場の都合により、一事業者当たり最大2名までとする。
- (4) 申込方法
(5)に掲げる申込期限までに事業者名、所在地、参加者の氏名、所属及び連絡先の電話番号、FAX番号を記載した電子メールを(6)のアドレスに送信し、申込を行うこと。
- (5) 申込期限
平成27年4月20日 (月) 17時まで
- (6) 申込先
福岡労働局職業安定部地方訓練受講者支援室
担当：就労支援係 高田又は久保山
メールアドレス：f-taisaku@hyper.ocn.ne.jp

5 企画書募集要領を交付する日時及び場所

- (1) 日時
平成27年4月10日 (金) ～5月1日 (金) まで (平日の10時～17時まで)
- (2) 場所
福岡労働局ホームページ (<http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>) からダウンロードするか、もしくは、福岡労働局職業安定部地方訓練受講者支援室就労支援係 (福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階) にて交付する。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
平成27年4月30日 (木) 17時まで
- (2) 受付先
福岡労働局職業安定部地方訓練受講者支援室
担当：就労支援係 高田又は久保山
電話：092-434-9805 FAX：092-434-9821
メールアドレス：f-taisaku@hyper.ocn.ne.jp
- (3) 受付方法
FAX又は電子メールにて受付する。
なお、電話による質問には、簡易なものを除き応じないこととする。
- (4) 回答期日
平成27年5月1日 (金) 17時までに、質問事項を提出した事業者へ原則として、FAX又は電子メールにより回答する。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限
平成27年5月7日（木）17時まで
- (2) 提出先
上記6(2)に同じ
- (3) 提出方法
直接提出（持参）とする。
- (4) 提出書類
「平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」において定めた書類

8 事業者の選定

- (1) 企画提案会の開催
 - ① 日時及び場所
平成27年5月11日（月）13時30分から（説明開始時刻は別途連絡）
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 6階
労働第4会議室（福岡労働局職業安定部内）
 - ② 内容
「平成27年度長期失業者等総合支援事業企画書評価委員会」委員に対する事業概要の説明及び質疑応答。
 - ③ 時間
1事業者当たり説明時間15分～20分、質疑応答時間5～10分
※企画提案会に参加する事業者数により、説明時間等を短縮する場合がある。
と。
 - ④ 出席者数
1事業者につき2名までとする。
 - ⑤ 留意事項
ア 企画提案会に出席しない応募者の企画書は無効とする。
イ 企画提案会は非公開とする。
ウ 企画提案会は、事前に提出した企画書を使用する。企画書のほかに資料の追加は認められない。また、パソコン、プロジェクター、ホワイトボード等の機材は使用できないので、提出した企画書等だけをを用いた説明となること。
エ 審査の公正を期すため、企画提案会及び企画書評価委員会においては、事業者名の公表は行わないので、説明に当たっては十分留意すること。
- (2) 評価の実施
福岡労働局職業安定部地方訓練受講者支援室を事務局とする「平成27年度長期失業者等総合支援事業企画書評価委員会」において、企画提案会における説明内容及び提出書類等をもとに、総合的な評価を行い、業務の目的に合致し、かつ最も評価の高い企画書を提出した一者を選定し、契約候補者とする。

9 その他

- (1) 企画書等及び契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 企画書等の無効
本公告に示した企画競争参加資格のない者の提出した企画書等、その他企画競争参加条件に違反した者の企画書等は無効とする。
- (5) その他
詳細については「平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」による。

平成27年度長期失業者等総合支援事業
(福岡地域)

企画書募集要領

福岡労働局

平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領

1 総則

平成27年度長期失業者等総合支援事業（以下「事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 事業内容

事業の内容については、別添「平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める。

事業の委託については、別途「平成27年度長期失業者等総合支援事業委託要綱」（以下「委託要綱」という。）に定める。

3 予算額

事業に係る経費は、金36,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 企画競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。

(2) 予決令第71条に規定する各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

(3) 企画書提出時において、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」について、A、B又はC等級に格付けされ、事業の対象地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 企画書提出時において、有料職業紹介事業の許可を現に受けており、かつ受託した事業を実施する時点で、有料職業紹介事業の許可を受けていることが確実であると認められること。

(7) 受託した事業を実施する時点で、事業の対象地域を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）が、事業の対象者の利便等を考慮して指定する地域内（必要に応じて、複数の地域を指定することも可）に職業紹介事業を行う事業所を設置していることが確実であると認められること。

(8) 受託した事業を実施する時点で、事業の委託費を盛り込んだ手数料表の届出をしていることが確実であると認められること。

(9) 受託した事業を実施する時点で、事業の対象者に関して職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定していないことが確実であると

認められること。

- (10) 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（ただし、これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（ホ）及び（ハ）については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- （イ）厚生年金保険 （ロ）健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
（ハ）船員保険 （ニ）国民年金 （ホ）労働者災害補償保険 （ヘ）雇用保険
- 注）各保険料のうち（ホ）及び（ハ）については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (12) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業に係る不正を行った者であり、企画書提出時において、処分等の日から3年を経過しない者でないこと。
- (13) 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、事業の実施に支障を来すと、支出負担行為担当官が判断する者でないこと。
- (14) 上記(10)から(13)に係る法令等違反した者の範囲については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」「子会社」「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を範囲とする。
- (15) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率未達成の事業主については、障害者の雇入れに関する計画を提出し雇用改善を図っていると、支出負担行為担当官が判断する者であること（ただし、常用労働者数が49人以下の事業主については、本要件は適用しないこと。）。
- (16) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

5 企画競争に係る説明会の開催

- (1) 日時及び場所
平成27年4月21日（火）14時～
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階
労働第4会議室（福岡労働局職業安定部内）
- (2) 受付方法等

電子メールにて受付する。なお、会場の都合により、参加人数は一事業者当たり最大2名とする。

(3) 受付期限

平成27年4月20日（月）17時まで

(4) 申込先

福岡労働局職業安定部地方訓練受講者支援室

担当：就労支援係 高田 又は 久保山

電話：092-434-9805 FAX：092-434-9821

メールアドレス：f-taisaku@hyper.ocn.ne.jp

6 企画書募集要領を交付する日時及び場所

(1) 日時

平成27年4月10日（金）～平成27年5月1日（金）まで（平日の10時～17時）

(2) 場所

福岡労働局ホームページ(<http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)からダウンロードするか、もしくは、福岡労働局職業安定部地方訓練受講者支援室就労支援係（福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階）にて交付する。

7 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 平成27年4月30日（木）17時まで

(2) 受付先 福岡労働局職業安定部地方訓練受講者支援室

担当：高田 又は 久保山

電話：092-434-9805 FAX：092-434-9821

メールアドレス：f-taisaku@hyper.ocn.ne.jp

(3) 受付方法 FAX又は電子メールにて受付する。

なお、電話による質問には、簡易なものを除き応じないこととする。

(4) 回答期日 平成27年5月1日（金）17時までに、質問事項を提出した事業者へ原則として、FAXまたは電子メールにて回答する。

8 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

様式は自由とするが、すべてA4版とすること。

- ① 企画競争参加申込書
- ② 企画書
- ③ 企画書等要約表
- ④ 提出者の事業概要（会社案内等）
- ⑤ 過去3年間の事業実績を確認できる資料
- ⑥ 経費内訳書（見積書）
- ⑦ 参加資格確認書類（別添仕様書の別紙4-1から4-12）

- ⑧ 直近2年間の労働保険料等の領収書等の写し
- ⑨ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添仕様書の別紙4-13）

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
平成27年5月7日（木）17時
- ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先
上記7(2)に同じ
- ③ 提出部数
正1部、副7部
- ④ 提出方法
直接持参とする。
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 受付時間は、平日の10時から17時とする。
 - イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。
 - エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
 - オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。
 - カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
 - キ この企画競争に参加を希望する者は、企画書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出しなければならない。
 - ク 上記キの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書等は無効とする。
 - ケ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - コ 審査の公正を期すため、評価する時点において企画書の提出事業者名を伏せて評価する関係上、提出書類の副7部は、提出事業者名を黒塗りした上で提出することとする。

9 評価の実施

(1) 企画提案会の開催

- ① 日時及び場所
平成27年5月11日（月）13時30分から（説明開始時刻は別途連絡する。）
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階
労働第4会議室（福岡労働局職業安定部内）
- ② 内容
「平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書評価委員会」委員に対する事業概要の説明及び質疑応答。
- ③ 時間

説明時間15分～20分、質疑応答時間5分～10分

※企画提案会に参加する事業者数により、説明時間等を短縮する場合がある。

④出席者数

一事業者につき2名までとする。

⑤留意事項

ア 企画提案会に出席しない応募者の企画書は無効とする。

イ 企画提案会は非公開とする。

ウ 企画提案会は事前に提出した企画書を使用する。企画書のほかに資料の追加は認められない。また、パソコン、プロジェクター、ホワイトボード等の機材は使用できないので、提出した企画書だけを用いた説明となること。

エ 審査の公正を期すため、企画提案会及び企画書評価委員会においては、事業者名の公表は行わないので、説明に当たっては十分留意すること。

(2) 「平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書評価委員会設置要綱」に基づき、企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を契約候補者に選定する。

(3) 支出負担行為担当官福岡労働局総務部長から、企画書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 評価の過程等については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、問い合わせには応じない。

(5) 評価の結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

10 契約の締結

評価結果の通知後、双方で契約内容を確認し、支出負担行為担当官福岡労働局総務部長は、委託の申入れ等必要な手続きを行い、契約候補者から「事業実施計画書」及び委託費の見積書を徴取し、内容の審査を十分に行った上で、契約を締結する。

11 その他

(1) 企画書等及び契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金
免除

(3) 契約書作成の要否
要

平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る仕様書

1 件名

平成27年度長期失業者等総合支援事業

2 実施期間

平成27年6月1日から平成28年12月31日まで

3 事業の趣旨

離職期間1年以上の長期にわたり失業している者（以下「長期失業者」という。）は、減少傾向にあるものの平成26年平均で86万人と高水準で推移しており、失業者の失業期間の更なる長期化も懸念される。

このため、長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、再就職支援の充実・強化を図るため、公共職業安定所（以下「実施安定所」という。）による職業紹介を基軸としつつ、これに加えて、民間職業紹介事業者への委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、職業紹介及び職場定着支援などの就職支援を総合的に行う「長期失業者等総合支援事業」（以下「事業」という。）を実施するものである。

4 対象地域

福岡地域（実施安定所である福岡中央公共職業安定所の管轄区域）

5 対象者

(1) 対象者の要件

事業の対象者は、支援開始月の前月の末日時点において、次のすべてに該当する者とする。

- ① 離職期間が1年以上経過している者、又は離職期間は1年未満であるが長期失業が見込まれ、事業を利用することが適当であると安定所長が認めた者
- ② 65歳未満の者
- ③ 安定所で求職活動に積極的に取り組んできた者
- ④ 民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する者
- ⑤ 過去に事業による支援を受けたことがない者又は現在他の安定所で事業の対象となっていない者
- ⑥ 職業訓練を受講していない者又は受講する予定のない者

(2) 対象者の選定及び特定

対象者の選定及び特定の方法は、次のとおりとする。

- ① 契約締結後、実施安定所において、上記5(1)に該当する者を月ごとに選定

し、支援開始月の前月の末日までに、事業を受託する民間職業紹介事業者（以下「受託者」という。）に通知する。

- ② 受託者への通知に際して、実施安定所において、対象者の同意を得た上で、対象者に関する情報（氏名、生年月日、連絡先、資格・職歴、職業紹介の状況等）を提供する。

(3) 対象者数

平成27年度における対象者数の目安は、次のとおりとする。ただし、対象者となる求職者の発生状況等によっては、この人数を下回ることがあり、対象者数を約束するものではない。

平成27年度における対象者数の目安 100人

（各月における対象者数の目安 10人）

6 支援内容

受託者は、下記(1)(2)(3)の支援を全て実施すること。支援のスケジュール・カリキュラム、具体的方法、実施時期、所要時間、回数及び目標等については、企画書をもとに福岡労働局と受託者が協議の上で「事業実施計画書」（所定様式）を策定すること。

受託者は、仕様書、企画書、委託要綱、委託契約書及び事業実施計画書に基づき、事業を実施すること。

(1) 就職支援

① オリエンテーション

支援開始日にオリエンテーションを行い、支援の内容、スケジュール及び利用方法等について説明するとともに、対象者の状況確認及び職業適性検査等を行う。

オリエンテーション後速やかに、初回のキャリア・コンサルティングを行い、対象者個別に「再就職支援計画」（任意様式）を作成し、福岡労働局にその写しを提出する。

再就職支援計画においては、対象者の状況判定、支援の課題・方針、求職活動のスケジュール、就職の目標時期、支援メニューの構成を定める。再就職支援計画は、支援の進捗状況を踏まえ、対象者と相談しつつ、必要に応じて変更する。

② キャリア・コンサルティング

対象者にキャリア・コンサルタントを選任し、担当者制によるキャリア・コンサルティングを行う。対象者の状況・希望に応じて、応募書類の添削（履歴書・職務経歴書等）、面接指導（模擬面接・面接結果の振り返り等）などの個別相談・指導を行う。

キャリア・コンサルティングは、原則として対面により行う。ただし、対象者から希望があった場合に限って、電話又は電子メール等により相談しても差し支えないが、この場合は、対象者の署名を記載した申出書（所定様式）を必要とする。

キャリア・コンサルティングについて、実施日時、相談内容及び経過を記録すること。福岡労働局は、事業の履行状況を確認するため、必要に応じてこれらの記録を検分する。

③ 就職セミナーによる集団指導

求職活動に当たっての心構え、自己理解・職務経歴の棚卸し、労働市場の理解、職業の理解、求職活動を効果的に実施するためのノウハウ（履歴書・職務経歴書の作成方法、面接の受け方等）、パソコン講習など、講義や実習を通じて知識の付与・意識の啓発を図る。

④ グループワーク

キャリア・コンサルタントの指導の下、対象者同士が求職活動に関する意見交換・情報交換を通じて、相互の交流を図ることによって就職意欲を高める。なお、初回のグループワークは、原則として支援開始日に行う。

⑤ 生活習慣に関する相談・指導

対象者の状況・希望に応じて、求職活動及び職業生活に必要な生活習慣の改善に関する相談・指導を行う。これらの支援は、セミナーによる集団指導及び対面による個別相談の両方法で行う。なお、対象者が希望する場合に限って、電話又は電子メール等により個別相談をしても差し支えない。

⑥ メンタルヘルス相談

対象者の状況・希望に応じて、心理・医療の専門職（臨床心理士、精神保健福祉士、精神科医、保健師又は看護師）による求職活動に係る精神面のサポートを行う。これらの支援は、セミナーによる集団指導及び対面による個別相談の両方法で行う。なお、対象者が希望する場合に限って、電話又は電子メール等により個別相談をしても差し支えない。

(2) 求人開拓、求人情報の提供、職業紹介

① 求人開拓、求人情報の提供

対象者に求人開拓の担当者を選任し、対象者の適性・希望に応じて、受託者が独自かつ個別に求人を開拓し、求人情報を提供する。

② 職業紹介

開拓求人をもとに、対象者の適性・希望に適合する求人への職業紹介を行う。また、対象者の求職条件に応じて、求人条件の緩和を求人事業主へ働きかける。

なお、職業紹介の対象とする求人は、原則として受託者が独自に開拓したものとする。すなわち、ハローワーク・インターネットサービス及び安定所に登録されている求人（以下「安定所求人」という。）は、職業紹介の対象外とする。ただし、対象者が希望する場合に限って、安定所求人を職業紹介に活用しても差し支えないが、この場合は、次のとおり取り扱うこと。

ア 受託者は、安定所求人を提出した事業主から、改めて求人受理すること。

イ 対象者に対しては、安定所求人である旨を伝えた上で、対象者の希望を踏まえ紹介すること。

ウ 安定所求人により就職が決定した場合は、速やかにその旨を実施安定所に連絡すること。

(3) 職場定着支援

対象者の就職後において、職場内の労働問題、メンタルヘルス及びキャリア形成等に関する個別相談を行うこととし、具体的に次のとおり取り扱うこと。

- ① 職場定着支援は、就職した日から起算して1か月以内に開始し、それ以降1か月以内ごとに1回以上、計3回以上の支援を実施する。
- ② 職場定着支援は、原則として対面により行う。ただし、対象者から希望があった場合に限って、電話、電子メール又は郵便等により相談しても差し支えないが、この場合は、対象者の署名を記載した申出書（所定様式）を必要とする。
- ③ 職場定着支援は、受託者の職業紹介による就職であるか否か、又は常用雇用であるか否かを問わず、原則として全ての就職者に対して行うこと。ただし、対象者から支援を希望しない旨の申出があった場合に限って、支援を行わないこととして差し支えないが、この場合も、対象者の署名を記載した申出書（所定様式）を必要とする。
- ④ 職場定着支援の実施回数が少ない対象者に対しては、電話、電子メール又は郵便等により支援の勧奨及び提案をするとともに、その日時、提案内容及び経過を記録し、福岡労働局に報告すること。
- ⑤ 職場定着支援を実施したか否かを問わず、就職した日から起算して3か月経過時に、職場定着の状況を確認し、下記8(7)の「事業実施状況報告書」により福岡労働局に報告すること。
- ⑥ 職場定着支援について、実施日時、相談内容及び経過を記録すること。福岡労働局は、事業の履行状況を確認するため、必要に応じてこれらの記録を検分する。

7 支援期間

(1) 支援期数

事業は期単位で運営し、平成27年度に開始する期数は、次のとおり全10期とする。各期は原則として毎月10日までに開始する。

第1期（平成27年6月開始分）

第2期（平成27年7月開始分）

第3期（平成27年8月開始分）

（中略）

第10期（平成28年3月開始分）

(2) 支援期間

各期の支援期間は、支援開始月から起算して9か月目の末日まで（最長9か月）とし、その内訳は次のとおりとする。

ただし、対象者の申し出による支援の中断、職場定着支援の終了、職業訓練の受講等により支援の必要が無くなった場合は、その時点で当該対象者の支援を終了することができる。

① 上記6(1)及び(2)の就職支援については、支援開始月から起算して6か月目の月の末日まで（最長6か月）

② 上記6(3)の職場定着支援については、就職した日から起算して3か月間

8 実施体制、運営管理

(1) 支援拠点事業所

支援を実施する事業所を福岡市中央区又は博多区の交通の利便性の良い場所に設置すること。

(2) 設備

セミナー室及びカウンセリング室として、対象者数に見合う十分な面積、室数及び設備を確保していること。カウンセリング室は、プライバシーに配慮した設備としていること。

(3) 支援体制

職業安定法第32条の14に定める職業紹介責任者として、事業を統括し、業務遂行に責任を有する者を選任すること。また、キャリア・コンサルタントは5の(3)「対象者数」で示す数を支援期総数である10で除して算出した一支援期あたりの対象者数の8人ごとに1人の配置を目安とし、求人開拓の担当者及び事務担当者については、対象者数及び支援内容に見合う十分な人員を配置すること。

なお、キャリア・コンサルタントについては、次のいずれかの資格かつ3年以上のキャリア・コンサルティングの実務経験を有する者であること。

- ① 「キャリア・コンサルティング技能検定」 2級以上
- ② 厚生労働省職業能力開発局長が指定する「キャリア形成促進助成金の対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験」に合格した者

(4) メンタルヘルス相談体制

精神面での問題を抱える対象者のうち必要な者に対してメンタルヘルス相談を少なくとも1か月に1回以上行うため、心理・医療系の専門職（臨床心理士、精神保健福祉士、精神科医、保健師又は看護師）による相談体制を整備するとともに、対象者を適切に誘導する体制を整備すること。

なお、上記の専門職以外の者は、メンタルヘルス相談の担当としては認められないこと。

(5) 苦情対応体制

対象者等からの苦情等の対応責任者を選任すること。また、受託者、福岡労働局及び実施安定所に寄せられた苦情等に対して、誠実かつ速やかに対応するとともに、その日時、対応内容及び経過を記録し、速やかに福岡労働局に報告すること。

(6) 事業実施計画の履行状況の確認

福岡労働局は、定期的（1か月に1回以上）に事業所を訪問するなどして、下記(7)の「事業実施状況報告書」、下記(8)の「アンケート調査」、その他の報告を踏まえ、上記6による「事業実施計画書」の履行状況を確認し、受託者に対して指導・助言を行う。

(7) 事業実施状況報告書

受託者は、支援開始月から1か月を経過するごとに、「事業実施状況報告書」（所定様式）を作成し、福岡労働局又は実施安定所を経由して福岡労働局に報告すること。受託者は、その結果を踏まえ、支援内容に関する問題等を把握した上で、速やかに適切な改善を図ること。

(8) アンケート調査（1期当たり1回）

受託者は、各支援期において、支援開始月から起算して2か月を経過した時点で、対象者の満足度等に関するアンケート調査（所定様式）を行い、その結果

を集計し、福岡労働局に報告すること。受託者は、その結果を踏まえ、支援内容に関する問題等を把握した上で、速やかに適切な改善を図ること。

(9) 能動的な支援体制

受託者は、支援の実施に当たって、対象者からの申出を待つだけでなく、対象者の状況に応じて、各種支援を能動的に提案するとともに、対象者の求職活動の意欲を維持させるための取組を講じること。

対象者が早期就職を希望している場合は、再就職支援計画の変更及びカリキュラムの前倒し実施など、可能な限り対象者の希望に応じて柔軟に対応すること。

対象者が、就職を実現していないにも関わらず、事業の利用を中断しようとする意思表示をした場合は、その理由を確認するとともに、可能な限り利用を継続するよう勧奨すること。それにも関わらず、対象者から支援の辞退の申出があった場合は、速やかに福岡労働局に報告すること。なお、支援の辞退に当たっては、対象者から署名を記載した申出書（所定様式）を提出させること。

受託者は、対象者の就職支援を受けない期間が連続10日を超えた場合は、電話、電子メール又は郵便等により支援の勧奨及び提案をするとともに、その日時、提案内容及び経過を記録し、福岡労働局に報告すること。その上で、対象者の就職支援を受けない期間が連続30日を超えた場合は、福岡労働局と協議の上で、対象者が支援を辞退したものとして取り扱うこと。

(10) 改善指示及び事業改善計画書

福岡労働局及び実施安定所は、上記(5)から(9)の報告等を踏まえ、受託者が適切な支援を提供していないと認めるとき、受託者に対して、直ちに事業を改善するために必要な措置を講ずるよう指示するとともに、必要に応じて「事業改善計画書」（任意様式）を提出させる。受託者は、福岡労働局の指示又は事業改善計画書を踏まえ、速やかに適切な改善を図ること。

事業改善計画書においては、改善の具体的内容（支援のスケジュール・カリキュラム、支援体制、キャリア・コンサルティングの実施回数、就職セミナーの実施回数、職業紹介件数など）を定めることとし、福岡労働局は、その内容に達しない対象者に係る委託費を支給しないことができる。

9 委託費の支給

委託費は、対象者の支援、就職及び職場定着の状況に応じて、対象者1人につき次の(1)(2)に示す額を支給する。なお、委託費の額には、委託契約の履行のための一切の費用が含まれるものとする。

(1) 対象者の就職の成否に関わらず支給される基本支給額

*ただし、次の(3)に留意すること。

200,000円

(2) 対象者の就職の成否等に基づく追加支給額

- ① 対象者が受託者の職業紹介により就職し、かつ、就職後3か月以上職場定着した場合

400,000円

- ② 対象者が受託者の職業紹介以外（安定所の職業紹介、自己就職等）により就職し、かつ、就職後3か月以上職場定着した場合

200,000円

(3) 基本支給額に関する留意事項

- ① 対象者が事業の利用を開始する前に、事業の利用を辞退した場合は、その理由の如何に関わらず、基本支給額を支給しない。

- ② 対象者が事業の利用を開始してから、就職に至るまでの間に、事業の利用を中断した場合は、対象者が事業を利用したものの、就職に至らなかったものとみなして、基本支給額のみを支給する。

- ③ 対象者が就職に至らず支援期間を満了した場合は、各月3日以上の利用実績がなければ基本支給額を支給しない。ただし、福岡労働局が、当該対象者に係る就職支援の状況について、次のいずれかに該当するものと認めるときは、この限りではない。

ア 対象者が申し出により事業の利用を辞退した場合

イ 受託者が、仕様書及び委託要綱等に基づき適切に事業を運営し、かつ、事業の利用の少ない対象者に対して、利用の勧奨を複数回にわたって講じたにもかかわらず、結果として利用が少ない場合又は対象者に連絡が取れない場合

(4) 追加支給額に関する留意事項

対象者が就職に至った場合、就職した日から起算して1か月以内ごとに1回以上、かつ、計3回以上の職場定着支援の利用実績がないときは、当該対象者に係る追加支給額を支給しない。ただし、福岡労働局が、当該対象者に係る職場定着支援の状況について、次のいずれかに該当するものと認めるときは、この限りではない。

- ① 対象者が申し出により職場定着支援の利用を辞退した場合

- ② 受託者が、仕様書及び委託要綱等に基づき適切に事業を運営し、かつ、職場定着支援の利用の少ない対象者に対して、利用の勧奨を複数回にわたって講じたにもかかわらず、結果として利用が少ない場合又は対象者に連絡が取れない場合

(5) 委託費の支給手続

- ① 受託者は、支援開始月から起算して9か月経過後2か月以内に、当該支援期における各対象者に係る事業の利用、就職及び職場定着の状況に応じ、委託費の支給を請求することができる。ただし、委託費の支給の請求は、平成28年4月1日以降に行うこととする。
- ② 受託者は、委託契約の終了日の属する月の翌月の末日までに、又は委託事業を中止した日の属する月の翌月の末日までに、委託費の支給を請求しなければならない。
- ③ 受託者は、委託費を請求するときは、請求書及び証明書（所定様式）を福岡労働局に提出しなければならない。

10 委託費の支給対象となる就職及び職場定着の定義

(1) 就職

上記9(2)において、追加支給額の支給対象の要件としている「就職」とは、支援開始月から起算して6か月目の月の末日までに、対象者が「常用雇用」（期間の定めのない雇用、又は期間に定めのある雇用であって1年以上雇用される見込みであるものをいう。以下同様。）に就き、かつ、雇用保険の一般被保険者に該当するものであることをいう。

なお、具体的取扱いは次による。

- ① 原則として、派遣労働者としての就業又は登録は、追加支給額の支給対象となる「就職」に該当しないこと。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ア 対象者が派遣元事業所との間で「常用雇用」に係る雇用契約を締結し、当該雇用契約に基づいて派遣労働者としての就業を直ちに開始した場合
 - イ 対象者が派遣元事業所から紹介予定派遣によって派遣され、その後、支援開始月から起算して6か月目の月の末日までに、派遣先事業者には雇入れられ「常用雇用」に係る雇用契約を締結した場合
- ② 対象者の雇入れ先が次に該当する場合は、追加支給額の支給対象となる「就職」に該当しない。
 - ア 対象者を雇い入れた事業主が、受託者又はその再受託の相手方と同一である場合
 - イ 対象者を雇い入れた事業主が、受託者又はその再受託の相手方の親会社

又は子会社である場合

ウ 対象者を雇い入れた事業主と、受託者又はその再受託の相手方との間で、次のいずれかに該当する場合

(ア) 代表者が同一である場合

(イ) 取締役又はこれに準ずるものを兼務する者が、いずれかの取締役会又はこれに準ずる機関の構成員の過半数を占める場合

(ロ) 一方の取締役若しくはこれに準ずるもの若しくは使用人又はこれらの者であった者が、他方の取締役会又はこれに準ずる機関の構成員の過半数を占める場合

(2) 職場定着

上記9(2)において、追加支給額の支給対象の要件としている「職場定着」とは、上記10(1)の「就職」に係る雇用契約締結日から起算して3か月後の時点において、当該雇用の継続が確認できたことをいう。

なお、対象者が「就職」に至ったものの、その後「職場定着」に至らなかった場合は、上記6(1)(2)の支援を再開し、支援開始月から起算して6か月目の月の末日までに、新たな就職先への就職が実現し、当該「就職」に係る雇用契約締結日から起算して3か月後の時点において当該雇用の継続が確認できたならば、追加支給額の支給対象となる「就職」及び「職場定着」に該当する。

11 事業の実施に当たっての留意事項

(1) 個人情報の管理

事業の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。対象者の個人情報の管理に当たっては、事業の実施に必要な範囲内で個人情報を収集し、並びに当該情報の収集の目的の範囲内でこれらを保管し及び使用しなければならない。

(2) 再委託

① 事業の全部を一括して第三者に再委託することはできない。事業の一部を他の者に再委託する場合、受託者は、あらかじめ、再委託先、再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託に係る金額等を明らかにした上で、福岡労働局の承認を得ること。

② 再委託を行う場合、受託者は、再委託先から必要な報告を徴収すること。

③ 再委託を行う場合、上記11(1)に記載している個人情報の管理について、再委託先は、受託者と同様の義務を負うものとする。

(3) 手数料又は報酬の徴収

事業を実施するに当たっては、対象者及び当該対象者への紹介求人とする場合の当該求人者から手数料又は報酬を徴収してはならないものとする。

12 企画書等の作成に当たっての留意事項

(1) 企画競争参加申込書、企画書及び企画書等要約表

企画競争参加申込書は、別紙1の様式を参考に記載すること。

企画書は任意の様式とし、A4版30頁以内（表紙及び目次を除く。）で両面印刷とすること。

企画書等要約表は、別紙2の様式を参考に記載することとし、A4版3頁以内（表紙及び目次を除く。）で企画書の内容を要約すること。

(2) 企画書の記載事項（支援内容）

上記6の各項目を踏まえ、支援内容について、下記①～⑫に示す事項を洩れなく記載すること。これらの事項を踏まえ企画書を評価する。

① 事業の実施に当たっての基本的な考え方

企画全体の基本的な考え方、職業紹介事業者としてのアピールポイント、事業を実施する上での独自性・創意工夫を記載すること。

② 成果目標

事業全体の成果目標について、次の事項を記載すること。

ア 就職件数（上記9(2)①②に該当するもの）

イ 受託者の職業紹介による就職件数（上記9(2)①に該当するもの。受託者が独自に開拓した求人を対象とし、安定所求人は対象外とする。）

ウ 就職率（上記5(3)の対象者数を分母に、上記9(2)①②に該当する就職件数を分子に置いて算定する。

エ 上記ア・イ・ウの成果目標の積算根拠

③ 各支援のスケジュール・カリキュラム

④ オリエンテーション

具体的な方法、所要時間及び職業適性検査等の実施方法を記載すること。

「再就職支援計画」について、実際に支援に使用する様式を添付することとし、その具体的な作成方法を記載すること。

⑤ キャリア・コンサルティング

具体的な方法、アピールポイント、実施時期、所要時間及び目標（対象者1人1月当たりの回数）を記載すること。目標の最低基準は、対象者1人1月当たり3回とする。

⑥ 就職セミナー

就職セミナーの種類、具体的な方法、アピールポイント、実施時期、所要時間及び目標（対象者1人当たりの回数）を記載すること。なお、就職セミナーの回数は、1時間程度を1回として数える。

就職セミナーについて、既存の講義資料等がある場合は、企画書に添付することとし、企画書とは別にA4版30頁以内（表紙及び目次を除く。）で両面印刷とすること。

⑦ グループワーク

グループワークの種類、具体的な方法、アピールポイント、実施時期、所要時間及び目標（対象者1人1月当たりの回数）を記載すること。目標の最低基準は、対象者1人1月当たり1回とする。なお、グループワークの回数は、1時間程度を1回として数える。

⑧ 生活習慣に関する相談・指導

具体的な方法、対象者の誘導方法、実施時期、所要時間及び目標（対象者1人当たりの回数）を記載すること。目標の最低基準は、対象者1人当たり1回とする。

⑨ メンタルヘルス相談

具体的な方法、対象者の誘導方法、実施時期、所要時間及び目標（対象者1人当たりの回数）を記載すること。目標の最低基準は、対象者1人当たり1回とする。

⑩ 求人開拓、求人情報の提供、職業紹介

求人開拓及び求人情報の提供について、具体的な方法、アピールポイント及び目標（1月当たりの開拓求人数）を記載すること。

職業紹介について、具体的な方法、アピールポイント及び目標（対象者1人1月当たりの職業紹介件数）を記載すること。目標の最低基準は、対象者1人1月当たりの職業紹介件数1件とする。

なお、職業紹介件数は、受託者が独自に開拓した求人を対象とし、安定所求人を対象外とする。

⑪ 職場定着支援

具体的な方法、実施時期、所要時間及び目標（対象者1人当たりの回数）を記載すること。目標の最低基準は、対象者1人1月当たり1回（計3回）とする。

⑫ その他の独自の支援メニュー

上記6に示す支援以外に、独自の支援メニューを実施する場合は、その具体的な方法、実施時期、所要時間及び回数を記載すること。

(3) 企画書の記載事項（実施体制、運営管理）

上記8の各項目を踏まえ、実施体制及び運営管理について、下記①～⑪に示す事項を洩れなく記載すること。これらの事項を踏まえ企画書を評価する。

- ① 支援拠点事務所（所在地、最寄駅からの地図、レイアウト、面積、セミナー室数及びカウンセリング室数）
- ② 営業日・営業時間（夜間及び土日営業の可否も記載すること）
- ③ 事業を実施するための組織体制
- ④ 職業紹介責任者及び事務担当者（人数、氏名、役職、経歴・資格、専任・兼任の区別、兼任する場合は事業に従事する時間）
- ⑤ キャリア・コンサルタント（人数、氏名、経歴・資格、専任・兼任の区別、兼任の場合は事業に従事する時間）
- ⑥ キャリア・コンサルタント1人当たりの担当対象者数（上限）
- ⑦ 就職セミナーの講師（人数、氏名、経歴・資格）
- ⑧ 求人開拓の担当者（人数、氏名、経歴・資格、専任・兼任の区別、兼任の場合は事業に従事する時間）
- ⑨ メンタルヘルス相談の担当者（人数、氏名、経歴・資格）
- ⑩ 苦情対応体制及び能動的な支援体制の確保のための具体的な取組
- ⑪ 個人情報の適正管理（職業安定法及び関係指針に基づく個人情報適正管理規程の作成・遵守はもとより、それ以上の具体的な取組）

(4) 提出者の事業概要を確認できる資料

会社案内、パンフレット、ホームページの写し等を添付すること。再委託を行う場合は、再委託先の事業概要を確認できる資料も添付すること。

(5) 過去3年間の事業実績を確認できる資料

就職支援、求人情報提供及び職業紹介に係る事業実績（事業の具体的内容、委託者、対象者数、就職者数、就職率等）を確認できる資料を添付することとし、A4版3頁以内で作成すること。

(6) 経費内訳書（見積書）

別紙3の様式を参考に記載すること。なお、委託費の内訳は、上記5(3)に示す対象者数及び上記9(1)(2)に示す委託費単価を用いて算定すること。

- ① 基本支給額については、上記5(3)に示す対象者数に、上記9(1)に示す単価を乗じて得た数を記載すること。
- ② 追加支給額については、受託者が目標とする対象就職者数に、上記9(2)に示す単価を乗じて得た額を記載すること。ただし、企画書募集要領の3に示

す予算額を超えない額を記入すること。

なお、事業を実施する過程で、予算額を超える場合は、委託要綱の第9条に基づき委託契約の変更を行う。

(7) 参加資格確認書類

企画書募集要領の4の参加資格が確認できる書類については、別紙4-1から4-12を参考に記載し、必要な資料を漏れなく添付すること。

(8) 直近2年間の労働保険料等の領収書等の写し

労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険について、領収書の写し、口座振替の控えの写し又は厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険については社会保険料納付証明書の写し。

(9) 暴力団等に該当しない旨の誓約書

別紙4-13の様式に記載すること。

13 その他

仕様書に定めのないものは、福岡労働局と協議して定めるものとする。

(別紙1)

企画競争参加申込書

件名：平成27年度長期失業者等総合支援事業

提出書類：

企画書（別添1）

企画書等要約表（別添2）

事業者の事業概要を確認できる資料（別添3）

過去3年間の事業実績を確認できる資料（別添4）

経費内訳書（別添5）

参加資格確認書類（別添6）

直近2年間の労働保険料等の領収書等の写し（別添7）

暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添8）

上記のとおり「平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」を承諾のうえ企画競争に参加いたします。

平成 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

代理人

印

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

(別紙2)

企画書等要約表

※ 提出する企画書等の概要について、以下掲げる項目について、特徴的であると考えるポイントを押さえながら簡潔にまとめること（全体でA4版3頁以内）。

事業所名：〇〇〇	
1 本事業の基本的な考え方、成果目標	企画書該当頁：●～●頁
2 実施体制	企画書該当頁：●～●頁
3 運営管理	企画書該当頁：●～●頁
4 各支援の構成、具体的内容	企画書該当頁：●～●頁
5 独自性、創意工夫	企画書該当頁：●～●頁

経費内訳書

委託費支給費目	委託費単価 ①	見込み人数 ②	単位	金額 ①×②
基本支給額 (対象者の就職の成否に関わらず支給)	@ 200,000		人	
追加支給額 (対象者が就職し、かつ就職後3か月以上職場定着した場合に支給)	@ 400,000		人	
合計				

※1 基本支給額は、委託費単価に労働局が示す人数を乗じて得た額を記載すること。

※2 追加支給額は、委託費単価に受託者が目標とする対象就職者数を乗じて得た額を記載すること。

参加資格確認関係書類

以下の書類について、別添のとおり提出します。(各1部)

- 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された競争参加資格(全省庁統一資格)に係る等級決定通知書の写し
- 有料職業紹介事業許可証の写し
- 企画書提出時点で管轄労働局が指定する地域内に職業紹介事業を行う事業所を設置している事業者にあつては別紙4-2、企画書提出時点では設置していない事業者にあつては別紙4-3
- 委託費を盛り込んだ手数料表の届出に関する申出書(別紙4-4)
- 企画書提出時点で職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定していない事業者にあつては別紙4-5、企画書提出時点で限定している事業者にあつては別紙4-6
- 管轄労働局が指定する地域内に設置している職業紹介事業を行う事業所の直近2年度分(有料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。)の有料職業紹介事業報告書の写し(対象地域内で本事業を実施する有料職業紹介事業所が複数ある場合はそれら全部)及び有料職業紹介事業報告書の全事業所分の合計(別紙4-7)
なお、これらにかえて、全事業所分の直近2年度分(有料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。)の有料職業紹介事業報告書の写しとしてもよい。
企画書を提出する事業者の設置している職業紹介事業を行う事業所が1カ所である場合、別紙4-7は不要
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく一般事業主に係る直近の障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和51年告示第112号)第6号(様式35)又は第6号の2(1)及び(2)(様式36及び37))の写し及び当該報告書の報告時点から企画書提出時点までの全従業員及び障害者(いずれも常用労働者に限る。)の雇用状況が明らかになる書類(別紙4-8)
雇用率未達成の事業主については、障害者の雇入れに関する計画書(常用労働者が49人以下の事業主を除く。)(別紙4-9)
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく直近の高年齢者雇用状況報告書(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則様式第2号)の写し及び当該報告書による報告後に高年齢者雇用確保措置を導入した場合にあつては当該導入が明らかになる書類(就業規則の写し等)
- 法令の遵守に関する誓約書(別紙4-10)
- 法令の遵守に関する申出書(別紙4-11、別紙4-12)
- 直近2年間の労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険について、領収書の写し、口座振替の控えの写し又は厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険については社会保険料納付証明書の写し
- 暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙4-13)

対象地域に職業紹介事業を行う事業所を設置していることに関する申出書

指定地域内の_____に職業紹介事業を行う事業所を下記のとおり設置していることに相違ないことを申し出ます。

記

- 1 設 置 場 所 所在地
- 2 設置施設の概要 別添のとおり

平成 年 月 日

住 所 _____

会社名 _____

印

代表者 _____ 印

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

対象地域に職業紹介事業を行う事業所を設置することに関する計画書

指定地域内の_____に職業紹介事業を行う事業所を下記のとおり設置を計画していることに相違ないことを申し出ます。

また、長期失業者等総合支援事業を受託した場合には、職業紹介事業を行う事業所を下記のとおり設置し、必要な届出を遅滞なく行うことを申し出ます。

記

- 1 設置予定時期 平成 年 月 日設置予定
- 2 設置予定場所 所在地
- 3 設置予定施設の概要 別添のとおり

平成 年 月 日

住 所 _____

会社名 _____

印

代表者 _____ 印

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

手数料表の届出に関する申出書

長期失業者等総合支援事業を受託した場合には、本事業に係る委託費を盛り込んだ手数料表の届出を遅滞なく行うことを申し出ます。

平成 年 月 日

住 所 _____

会社名 _____

印

代表者 _____ 印

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を
限定していないことに関する申出書

職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定していないこと
に相違ないことを申し出ます。

平成 年 月 日

住 所 _____

会社名 _____

印

代表者 _____ 印

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

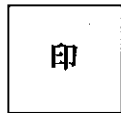
対象者に関して職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定しないことに関する申出書

長期失業者等総合支援事業を受託した場合には、その対象者に関して職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定しないものとし、必要な届出を遅滞なく行うことを申し出ます。

平成 年 月 日

住 所 _____

会社名 _____



代表者 _____ 印

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

有料職業紹介事業報告書の全事業所分の合計

1 事業者名

2 活動状況 (国内)

(平成 年度)

取扱 業務の区分	項目	② 求 職		③ 就 職
	① 求 人	有効求職者数 (人)	新規求職申込件数 (件)	常用就職件数 (件)
	常用求人数 (人)			
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
計				

(平成 年度)

取扱 業務の区分	項目	② 求 職		③ 就 職
	① 求 人	有効求職者数 (人)	新規求職申込件数 (件)	常用就職件数 (件)
	常用求人数 (人)			
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
計				

※ 職業安定法の規定により報告した直近2年度分の有料職業紹介事業報告書の「2 活動状況 (国内)」の該当項目について全事業所分を合計した数を記載してください。

障害者の雇用状況に関する報告書

長期失業者等総合支援事業に係る企画競争に参加するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条に基づく障害者雇用状況報告書(平成 年6月1日現在)の写しを添付するとともに、平成 年 月 日(公示日)現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

労働局

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

A 事業主	(ふりがな)		住 所	〒	—		
	法人名称			法人にあっては主たる事業所の所在地	(TEL	—	—)
	(ふりがな)						
	氏名又は代表者氏名						
		記名押印又は署名					
B 雇用の状況	1 常用雇用労働者の数						
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)					人	
	(ロ) 短時間労働者の数					人	
	(ハ) 常用雇用労働者の数 ((イ)+(ロ)×0.5)					人	
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数					人	
	2 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者 ※ () 内には、内数として、6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。						
	(ホ) 重度身体障害者の数					人	
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数					人	
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数					人	
	(フ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数					人	
	(リ) 身体障害者の数 ((ホ)×2+(ヘ)+(ト)+(フ)×0.5)					人	
	(ス) 重度知的障害者の数					人	
	(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数					人	
	(七) 重度知的障害者である短時間労働者の数					人	
	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数					人	
	(ハ) 知的障害者の数 ((ス)×2+(ル)+(七)+(リ)×0.5)					人	
	(三) 精神障害者の数					人	
	(ク) 精神障害者である短時間労働者の数					人	
	(ク) 精神障害者の数 ((三)+(ク)×0.5)					人	
	3 計 (2の(リ)+2の(ハ)+2の(ク))					人	
4 実雇用率 (3/1の(ニ)×100)					%		

障害者の雇入れに関する計画書

長期失業者等総合支援事業に係る企画競争に参加するに当たり、下記の障害者の雇入れに関する計画に基づき、障害者の法定雇用率の達成に努めることを申し出ます。

平成 年 月 日

支出行担当官 福岡労働局総務部長 殿

A 名称及び代表者の氏名		記名押印又は署名		主たる事務所の所在地・電話番号		B 計画の始期及び終期		
規 業 主						始 期	平 成 年 月 日	
						終 期	平 成 年 月 日	
C 計画期間における労働者の雇入れ予定及び各年末において見込まれる雇用の状況								
区分		計画の基礎とする雇用の状況 調査年月日 ()	計画1年目		計画2年目		計画最終年	
			(始期)	(年末)	(始期)	(年末)	(始期)	(年末)
			雇入れ予定数	年末において見込まれる雇用の状況	雇入れ予定数	年末において見込まれる雇用の状況	雇入れ予定数	年末において見込まれる雇用の状況
① 常用雇用労働者の数	(f)	人	人	人	人	人	人	人
② 法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数	(g)	人	人	人	人	人	人	人
③ 法定雇用障害者数	(g) × 1.8%	人	人	人	人	人	人	人
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数		人	人	人	人	人	人	人
⑤ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数	(③)-(④)	人	人	人	人	人	人	人
⑥ 実雇用率	(④) ÷ (③) × 100	%	%	%	%	%	%	%
D その他(企画競争に参加する時点で、過去5年間に障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)(以下「法」という。))に基づく雇入れ計画(作成命令等の行政措置を受けたかどうか及び当該措置を受けた場合は、その年月日を記載すること。)								
		法第46条第1項の規定に基づく雇入れ計画(作成命令)		受けていない	(年 月 日)			
		法第46条第6項の規定に基づく適正実施報告		受けていない	(年 月 日)			
		法第47条の規定に基づく企業名の公表		受けていない	(年 月 日)			

記載注意

- 1 Bの「始期」は、当該企画競争の公示日の属する月の翌月の1日とすること。
- 2 Cの「計画の基礎とする雇用状況」は、常用雇用労働者の数等について、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。なお、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人と計算し、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については、1人として計算し、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者については、0.5人と計算すること。
- 3 Cの「雇入れ予定数」は、計画期間中に雇入れを予定する常用雇用労働者及び身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数を各年別に記載すること。なお、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人と計算し、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については、1人として計算し、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者については、0.5人と計算すること。
- 4 ②欄は、当該企業の事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種に掲げる業種に該当する場合には、当該事業所の常用雇用労働者に当該事業所の業種について定められた除外率を乗じて除外すべき常用労働者を算出し(1人未満の端数は切り捨てる。)、これを事業所ごとに合計した数を①の(h)欄の数から控除した数を記載すること。
- 5 「計画の基礎とする雇用状況」の③欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者(短時間労働者は除く。)については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者2人とみなし、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者については、1人につき精神障害者0.5人とみなして算定すること。
- 6 ④欄は、②欄の数に障害者雇用率1.8%を乗じて得た数(1人未満の端数は切り捨てる。)を記載すること。
- 7 ⑤欄及び⑥欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 8 ⑥欄は、③欄の数から④欄の数を控除した数を記載すること。

※ この障害者の雇入れに関する計画は障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第46条に規定する身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画とは異なるものであり、企画競争参加資格を審査するために必要となるものである。

法令の遵守に関する誓約書

長期失業者等総合支援事業の企画競争に参加するに当たり、以下の事実相違がないこと及び事実相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

- 1 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。
- 2 予決令第 71 条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 2 年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ロ 契約候補者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ハ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ニ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ホ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 企画書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（ただし、これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- 4 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時において、過去 2 年間の保険料の未納がないこと。）。
- 5 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条及び第 63 条に定める雇用安定事業及び能力開発事業に係る不正を行った者であり、企画書提出時において、処分等の日から 3 年を経過しない者でないこと。
- 6 企画書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反をしていないこと。

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者

印
印

法令の遵守に関する申出書

長期失業者等総合支援事業に係る企画競争に参加するに当たり、下記項目1から4について申し出るとともに、今後とも違反しないこと申し出ます。

なお、今後とも下記に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

※ 下記要件に反することが判明した場合には、番号に○印を付けたうえ、第2面に当該違反の概要を記載して下さい。下記要件に反することが判明した場合であっても、支出負担行為担当官の判断により、競争参加資格が認められる場合があります。

なお、下記における「関係会社」は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」「子会社」「関連会社」の範囲とします。

- 1 関係会社が、平成22年度の企画書提出日に相当する日以後、契約締結日までに、職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（ただし、これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- 2 関係会社が、平成25年度の企画書提出日に相当する日以後、契約締結日までに、労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。
- 3 関係会社が、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業に係る不正を行った者であり、企画書提出時において、処分等の日から3年を経過しない者でないこと。
- 4 関係会社が、企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反をしていないこと。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

印

印

該当項目 (1から5を記入する)

該当する違反の内容 (具体的に記入する)

(記載項目の例)

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

関係会社一覧表

1. 入札参加事業者

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

2. 関係会社

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

(記載上の注意)

「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」「子会社」「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

暴力団等に該当しない旨の誓約書

(私 / 当社) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

印

代 表 者

印

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

平成27年度長期失業者等総合支援事業委託要綱

(通則)

第1条 平成27年度長期失業者等総合支援事業（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 委託事業は、離職後1年以上の長期にわたり失業している者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、公共職業安定所が実施する職業紹介を基軸に、民間職業紹介事業者への委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、職業紹介及び職場定着支援などの就職支援を総合的に行い、再就職支援の充実・強化を図ることを目的とする。

(委託先)

第3条 委託事業は、前条の目的に基づき、福岡労働局長（以下「委託者」という。）が、前条に規定する委託事業の目的を達成することができると認められる者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

(委託の申入れ)

第4条 委託者は、受託者として適当と認められる者に対し、この要綱を添えて、平成27年度長期失業者等総合支援事業委託依頼書（様式第1号）（以下「依頼書」という。）により、委託の申入れを行うものとする。

(受託の通知)

第5条 前条の申入れを受けた者は、当該申入れを承諾したときは、依頼書を受理した日から14日以内に、平成27年度長期失業者等総合支援事業受託書（様式第2号）に平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画書（様式第3号）（以下「事業実施計画書」という。）を添付して、委託者に提出するものとする。

(事業実施計画書の審査及び契約の締結)

第6条 委託者は、前条の規定により提出された事業実施計画書について審査し、委託事業の目的等に照らし適当と認めるときは、支出負担行為担当官福岡労働局総務部長（以下「支出負担行為担当官」という。）にその旨通知し、支出負担行為担当官は事業実施計画書について審査し、適当と認めるときは、

平成27年度長期失業者等総合支援事業委託契約書（様式第4号）により受託者と契約を締結するものとする。

（委託費の額）

第7条 前条の規定により契約を締結する委託事業に要する経費として交付する委託費の額（以下「委託費」という。）は、国の予算の範囲内において、支出負担行為担当官が定める額とする。

2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の委託費を変更することができる。

(1) 委託事業の内容を変更するとき

(2) 国の予算に変更があったとき

（一括再委託の禁止及び一部再委託の承認）

第8条 受託者は、第6条の規定に基づく契約を履行する場合において、委託事業の全部を一括して再委託することを禁止する。

2 受託者は、委託事業の一部を再委託するときは、あらかじめ、平成27年度長期失業者等総合支援事業再委託承認申請書（様式第9号）を支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。

（委託事業の変更又は中止等）

第9条 委託者は、委託事業の内容又は委託費の額を変更する必要があるときは、平成27年度長期失業者等総合支援事業変更通知書（様式第5号）により、その旨を受託者に通知するものとする。

2 受託者は、事業実施計画書に掲げる委託事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ、平成27年度長期失業者等総合支援事業変更承認申請書（様式第6号）（以下「変更申請書」という。）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 委託者は、受託者から提出された変更申請書について、これを承認するときは、支出負担行為担当官に通知するものとする。

4 支出負担行為担当官は、前項の通知を受け、委託事業の目的等に照らし、適当と認めるときは、平成27年度長期失業者等総合支援事業変更委託契約書（様式第7号）により契約の変更を行うものとする。

5 受託者は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、平成27年度長期失業者等総合支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）（以下「中止申請書」という。）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

(委託費の請求)

第10条 受託者は、支援開始月（受託者が支援対象者に対して支援を開始する月。）から起算して9か月経過後2か月以内に、当該期間における各対象者に係る委託事業の利用、就職及び職場定着の状況に応じ、官署支出官福岡労働局長に委託費の支給を請求することができる。ただし、委託費の支給の請求は、平成28年4月1日以降に行うこととする。

2 受託者は、別に定める期日までに、委託費の支給を委託者に請求しなければならない。

3 受託者は、委託費の支給を請求するときは、別に定める様式を委託者に提出しなければならない。

(委託費の支払)

第11条 委託者は、前条の規定に基づき受託者より委託費の支給の請求を受けたときは、原則として委託費の支給の請求を受けた日から30日以内に、委託費を支給しなければならない。ただし、当該請求の全部若しくは一部が不当なものであるとき又は当該年度の政府予算が成立していないときは、この限りでない。

(事業実施状況報告及びアンケート調査)

第12条 受託者は、委託事業の実施状況及び各対象者の満足度に関するアンケート調査について、委託者に対し、別に定める期日までに別に定める様式で報告しなければならない。

(契約の取消)

第13条 委託者は、受託者が次のいずれかに該当すると認められるときは、委託事業の遂行の全部若しくは一部の停止を命じ又は取り消すことができる。

- (1) 第6条の規定による契約に違反したとき
- (2) 委託事業を適正に遂行することが困難となったとき

2 委託者は、前項の規定に基づき委託事業を停止し又は取り消した場合は、委託費の全部又は一部を交付しないことができる。

(委託費の経理)

第14条 受託者は、委託事業の実施経過並びに委託事業の実施に伴う収入及び支出の状況を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の経理と区分して、国の会計及び物品に関する規定に準じて、帳簿及び一切の証拠書類並びに委託事業の内容に係る書類等を整備するものとする。

- 2 前項の関係書類は、委託事業が終了（第9条第5項の規定による委託事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

（実施に関する監査）

第15条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、受託者に対して関係書類の提出を求め、又は監査を行うことができる。

- 2 委託者は、受託者が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類について、前項と同様の措置を講ずることができることとする。
- 3 受託者は、再委託を行う場合は、再委託先との委託契約において、前項に基づく監査の規定を盛り込まなければならない。この場合において、関係書類の保存期間については、第14条第2項の規定を準用する。

（指示）

第16条 委託者は、受託者が対象者に対して支援を適切に提供していないと認めるときその他委託事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者に対し、委託事業の実施を改善するために必要な措置を講ずるよう、指示することができる。

（個人情報の管理）

第17条 受託者は、個人情報の保護に関する法律等の適用を受けるものであり、本契約により保有した個人情報の取扱いにあたっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理に努め、その内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 受託者は、再委託を行う場合は、再委託先との委託契約において、前項に基づく個人情報の管理の規定を盛り込まなければならない。

（守秘義務等）

第18条 受託者は、委託事業に関して知り得た秘密を委託者の承認を受けずに漏らし、又は他の目的に使用してはならない。委託事業を中止し、又は終了した後においても、同様とする。

- 2 受託者は、再委託を行う場合は、再委託先との委託契約において、前項に基づく守秘義務等の規定を盛り込まなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項については、委託者が別途定める長期失業者等総合支援事業実施要領によるほか、その都度、委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。

(様式第1号)

番 号
平成●●年●●月●●日

受託者名 殿

福岡労働局長

平成27年度長期失業者等総合支援事業委託依頼書

標記について、下記の委託事業を受託されたく依頼申し上げます。

なお、受託を承諾された場合は、別添の「平成27年度長期失業者等総合支援事業委託要綱」を参照のうえ、「平成27年度長期失業者等総合支援事業受託書（様式第2号）」及び「平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画書（様式第3号）」を提出いただくようお願い申し上げます。

記

- 1 委託事業名 平成27年度長期失業者等総合支援事業
(福岡地域)
- 2 委託事業の内容 「平成27年度長期失業者等総合支援事業委託要綱」
に基づく事業の実施
- 3 委託費予定額 金●●, ●●●, ●●●●円
- 4 委託期間 委託契約締結日から平成28年12月31日まで

(様式第2号)

番 号
平成●●年●●月●●日

福岡労働局長 殿
(職業安定部経由)

受託者名 印

平成27年度長期失業者等総合支援事業受託書

平成27年●●月●●日付け●●●●号により委託の申入れのあった「平成27年度長期失業者等総合支援事業」の実施を受託いたします。

なお、受託事業の内容は、別添「平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画書(様式第3号)」のとおりです。

(様式第3号)

番 号
平成●●年●●月●●日

福岡労働局長 殿
(職業安定部経由)

受託者名 印

平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画書

平成27年度長期失業者等総合支援事業については、別紙1の「平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画」により実施することとし、当該計画実施に係る委託費の内訳は別紙2のとおりです。

(様式第3号の別紙1)

平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画

(受託者名)

委託事業の事項	委託事業の内容
	<p>※ 以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 事業全体の成果目標② 各支援のスケジュール・カリキュラム③ 各支援に関する具体的な方法、実施時期、所要時間、回数及び目標④ 実施体制（管理責任者、事務担当者、キャリア・コンサルタント、就職セミナーの担当者、求人開拓の担当者、メンタルヘルス相談の担当者等）⑤ キャリア・コンサルタント1人当たりの担当対象者数（上限）⑥ 苦情対応体制及び能動的な支援体制の確保に当たっての具体的な取組⑦ 事業を実施する事務所（所在地、レイアウト、面積、室数）⑧ 営業日・営業時間（夜間及び土日営業の可否も記載）⑨ その他、委託者又は受託者が必要と認める事項
事業期間	平成27年●●月●●日 ～ 平成28年12月31日
委託費の額	円

※委託費の内訳は別紙2「平成27年度長期失業者等総合支援事業積算内訳」のとおり

(様式第3号の別紙2)

平成27年度長期失業者等総合支援事業積算内訳

(受託者名)

区 分	委託費の額	備考
1 基本支給額 (就職の成否に係わらないもの) <u>(計算式)</u>	円	単価 200,000 円 ●●人
2 追加支給額 (対象者を就職かつ職場定着させた場合) <u>(計算式)</u>	円	単価 400,000 円 ●●人
3 消費税相当額 (内税) <u>(計算式) (上記1 + 上記2) × 8/108</u>	円	
合 計 (上記1 + 上記2)	円	

(様式第4号)

平成27年度長期失業者等総合支援事業委託契約書

平成27年度長期失業者等総合支援事業委託要綱（以下「委託要綱」という。）に基づく事業の委託について、支出負担行為担当官福岡労働局総務部長山口 宏之（以下「甲」という。）と（受託者名）（役職及び氏名）（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

(委託事業)

第1条 福岡労働局長（以下「委託者」という。）は、乙に対し、別紙1「平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画」及び別紙2「平成27年度長期失業者等総合支援事業積算内訳」に掲げる事業（以下「委託事業」という。）を委託する。

(委託事業の実施)

第2条 乙は、平成27年度長期失業者等総合支援事業に係る仕様書、委託要綱及び乙が提出した「平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画書」（様式第3号）並びに企画書に基づき委託事業を実施しなければならない。

(委託契約の期間)

第3条 委託事業の契約期間は、平成27年●●月●●日から平成28年12月31日までとする。

(委託事業の変更又は中止等)

- 第4条 甲は、必要が生じたときは、委託事業の内容を変更することができる。
- 2 乙は、委託事業の内容を変更しようとするとき又は委託事業を中止若しくは廃止しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。
 - 3 乙は、委託事業が予定の期間内に完了しないとき又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(委託事業の内容)

第5条 対象地域は、福岡地域（福岡中央公共職業安定所の管轄区域）とする。

2 委託者は、福岡労働局職業安定部長に、別添1-1「対象者通知書」により、支援開始月（乙が対象者に対して支援を開始する月。最初の支援開始月は平成27年6月とする。）の前月の末日までに、以下の人数を上限として、乙に通知させることとする。ただし、対象者の希望等により、この人数を下回ることがある。

- 第1期（平成27年 6月開始分）の対象者は10人
- 第2期（平成27年 7月開始分）の対象者は10人
- 第3期（平成27年 8月開始分）の対象者は10人
- 第4期（平成27年 9月開始分）の対象者は10人
- 第5期（平成27年10月開始分）の対象者は10人
- 第6期（平成27年11月開始分）の対象者は10人
- 第7期（平成27年12月開始分）の対象者は10人
- 第8期（平成28年 1月開始分）の対象者は10人
- 第9期（平成28年 2月開始分）の対象者は10人
- 第10期（平成28年 3月開始分）の対象者は10人

3 乙は、前項の通知に係る対象者に対し、支援の実施場所、支援開始日時、支援の内容及び予定を連絡の上、支援開始月の10日までに支援を開始しなければならない。ただし、対象者の都合により支援開始日を延期する場合でも、支援開始月の20日までに支援を開始しなければ、委託事業の利用を辞退したものとして取り扱うこと。

4 対象者に係る支援期間は、支援開始月から起算して9か月目の月の末日まで（最長9か月）とし、その内訳は次のとおりとする。

(1) 就職支援については、支援開始月から起算して6か月目の月の末日まで（最長6か月）

(2) 職場定着支援については、就職した日から起算して3か月間

5 前項の支援期間において、対象者の申し出による委託事業の利用の中断、職場定着支援の終了、職業訓練の受講等により支援の必要が無くなった場合は、乙は、その時点で当該対象者の支援を終了することができる。なお、対象者が委託事業の利用を中断した場合において、乙は、速やかに委託者にその経過を報告しなければならない。

6 乙は、各月において、本条第2項に基づき通知された対象者が同項に定める人数に満たなかった場合及び対象者が委託事業を利用する前に辞退した場合は、委託者に、対象者の補充を申し出ることができる。この場合において、乙は、別添2「対象者補充申出書」により、支援開始月の末日までに委託者に申し出なければならない。

7 委託者は、前項の規定により、対象者の補充の申し出があった場合は、申

し出の範囲内で可能な限り、以降選定する対象者数を上乗せすることにより、年間の対象者数を調整する。なお、上乗せする対象者数は、申し出に満たない場合が有り得る。

- 8 乙は、委託事業の利用の辞退又は中断を申し出た者等に対して、委託事業の対象とならなくなったこと及び再び委託事業を利用できないことを乙の責任において文書により通知しなければならない。これらについて、対象者から説明を求められたときは、乙の責任において対応しなければならない。

(委託費の額)

第6条 本契約による委託費の対象者1人当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。委託費の額には、本契約の履行のための一切の費用が含まれるものとする。

- (1) 対象者の就職の成否に関わらず支給される基本支給額

200,000円

- (2) 対象者の就職の成否等に基づく追加支給額

- ① 対象者が乙の職業紹介により就職し、かつ、就職後3か月以上職場定着した場合

400,000円

- ② 対象者が乙の職業紹介以外（安定所の職業紹介、自己就職等）により就職し、かつ、就職後3か月以上職場定着した場合

200,000円

- 2 前条第2項による通知を受けてから支援を開始するまでの間に、対象者が委託事業の利用を辞退した場合は、その理由の如何にかかわらず、基本支給額を支給しない。
- 3 対象者が委託事業の利用を開始してから就職に至るまでの間に、委託事業の利用を中断した場合は、対象者が委託事業を利用したものの、就職に至らなかったものとみなして基本支給額のみを支給する。
- 4 対象者が2回の就職に至った場合であっても、追加支給額は重複して支給しない。その2回の就職について、本条第1項(2)の①及び②のいずれにも該当するときは、同項(2)の①に定める追加支給額を支給する。

(委託費の支給対象となる就職及び職場定着の定義等)

第7条 前条第1項において、追加支給額の支給対象の要件としている「就職」とは、支援開始月から起算して6か月目の月の末日までに、対象者が「常用雇用」（期間の定めのない雇用、又は期間の定めのある雇用であつて

1年以上雇用される見込みであるものをいう。以下同様。)に就き、かつ、雇用保険の一般被保険者に該当するものをいう。

なお、具体的取扱いは次による。

- (1) 原則として、派遣労働者としての就業又は登録は、追加支給額の支給対象となる「就職」に該当しないこと。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ① 対象者が派遣元事業所との間で「常用雇用」に係る雇用契約を締結し、当該雇用契約に基づいて派遣労働者としての就業をただちに開始した場合
 - ② 対象者が派遣元事業者から紹介予定派遣によって派遣され、その後、支援開始月から起算して6か月目の月の末日までに、派遣先事業者に雇い入れられ「常用雇用」に係る雇用契約を締結した場合
- 2 前条第1項において、追加支給額の支給対象の要件としている「職場定着」とは、前項の「就職」に係る雇用契約締結日から起算して3か月後の時点において、当該雇用の継続が確認できたことをいう。
- 3 乙は、対象者が就職に至ったものの、職場定着に至らなかった場合において、支援開始月から起算して6か月目の末日を経過してないときは、対象者に対して再度の支援を受けられる旨を説明しなければならない。
- 4 対象者が「就職」に至ったものの、その後「職場定着」に至らなかった場合は、支援を再開し、支援開始月から起算して6か月目の月の末日までに、新たな就職先への就職が実現し、当該「就職」に係る雇用契約締結日から起算して3か月後の時点において当該雇用の継続が確認できたならば、追加支給額の支給対象となる「就職」及び「職場定着」に該当する。
- 5 乙は、対象者が常用雇用に該当しない就業又は雇用保険の一般被保険者に該当しない就業を開始した場合において、支援開始月から起算して6か月目の末日を経過していないときは、対象者に対して引き続き支援を受けられる旨を説明しなければならない。

(委託費の支給手続)

- 第8条 乙は、支援開始月から起算して9か月経過後2か月以内に、当該支援期における各対象者に係る委託事業の利用、就職及び職場定着の状況に応じ、委託費の支給を請求することができる。ただし、委託費の支給の請求は、平成28年4月1日以降に行うこととする。
- 2 乙は、本契約の終了日の属する月の翌月の末日までに、又は委託事業を中止した日の属する月の翌月の末日までに、委託費の支給を請求しなければならない。
 - 3 乙は、委託費の支給を請求するときは、別添3「委託費請求書」を官署支

出官福岡労働局長（以下「官署支出官」という。）に提出しなければならない。

- 4 乙は、前項の請求書の提出に当たっては、別添4「対象者の事業利用状況に関する証明書」、及び就職に至った対象者については、別添5「対象者の就職状況に関する証明書」を添付しなければならない。また、別添4及び別添5の証明書においては、対象者の署名、就職先事業主の記名押印又は署名を得なければならない。
- 5 対象者が就職に至らなかった場合、別添4の証明書において、支援開始月から起算して6か月目までの各月に3日以上の利用実績がないときは、当該対象者に係る基本支給額を支給しない。ただし、甲が、当該対象者に係る就職支援の状況について、次のいずれかに該当するものと認めるときは、この限りではない。
 - (1) 対象者が申し出により事業の利用を辞退した場合
 - (2) 乙が、仕様書及び委託要綱等に基づき適切に事業を運営し、かつ、事業の利用の少ない対象者に対して、利用の勧奨を複数回にわたって講じたにもかかわらず、結果として利用が少ない場合又は対象者に連絡が取れない場合
- 6 対象者が就職に至った場合、乙は、あらかじめ、別添5の証明書が委託者に提出される旨を、対象者及び対象者を雇い入れた事業主に説明しなければならない。
- 7 対象者が就職に至った場合、別添4の証明書において、就職した日から起算して1か月以内ごとに1回以上、かつ、計3回以上の職場定着支援の利用実績がないときは、当該対象者に係る追加支給額を支給しない。ただし、甲が、当該対象者に係る職場定着支援の状況について、次のいずれかに該当するものと認めるときは、この限りではない。
 - (1) 対象者が申し出により職場定着支援の利用を辞退した場合
 - (2) 乙が、仕様書及び委託要綱等に基づき適切に事業を運営し、かつ、職場定着支援の利用の少ない対象者に対して、利用の勧奨を複数回にわたって講じたにもかかわらず、結果として利用が少ない場合又は対象者に連絡が取れない場合
- 8 官署支出官は、原則として委託費の支給の請求を受けた日から30日以内に、委託費を支給しなければならない。ただし、当該請求の全部若しくは一部が不当なものであるとき又は当該年度の政府予算が成立していないときは、この限りでない。
- 9 委託費の支給の名宛人は、乙が委託事業の一部を再委託するかどうかにかかわらず、乙とする。

10 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、第8項に定める期間内に支払わないときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、当該年度の政府予算が成立していないときは、この限りではない。

(委託費の支給制限)

第9条 次に掲げる場合は、対象者が委託事業を利用したものの、就職に至らなかったものとみなして基本支給額のみを支給する。

(1) 対象者を雇い入れた事業主が、乙又はその再受託の相手方と同一である場合

(2) 対象者を雇い入れた事業主が、乙又はその再受託の相手方の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第4号に規定する親会社をいう。）又は子会社（同条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合

(3) 対象者を雇い入れた事業主と、乙又はその再受託の相手方との間で、次のいずれかに該当する場合

ア 代表者が同一である場合

イ 取締役又はこれに準ずるものを兼務する者が、いずれかの取締役会又はこれに準ずる機関の構成員の過半数を占める場合

ウ 一方の取締役若しくはこれに準ずるもの若しくは使用人又はこれらの者であった者が、他方の取締役会又はこれに準ずる機関の構成員の過半数を占める場合

2 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託費の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 法令又は委託契約に違反した場合

(2) 調査を拒否し、又は虚偽の回答をした場合

(3) 指示に従わなかった場合

(4) 偽りその他不正の行為により委託事業を受託した場合

(5) 対象者又は対象者を雇い入れた事業主と通謀して、就職又は職場定着を仮装する場合など、偽りその他不正の行為により委託費の支給を受けようとし、又は受けた場合

(委託費の経理及び関係書類の整備等)

第10条 乙は、委託事業の実施に伴う収入及び支出の状況を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに

に、国の会計及び物品に関する規定に準じて、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託事業の実施状況（各対象者に係る委託事業の利用状況、就職及び職場定着の状況を含む。）に関する記録を作成しなければならない。
- 3 前2項の関係書類は、委託事業の終了（委託要綱第9条第5項の規定による委託事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

（実施に関する監査等）

第11条 甲は、委託事業について必要があるときは、乙に対して関係書類の提出を求め、又は監査を行うことができる。

- 2 甲は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類について、前項と同様の措置を講ずることができることとする。

（事業実施状況報告書及びアンケート調査等）

第12条 乙は、支援開始月から起算して1か月を経過するごとに、10日以内に、別添6-1及び6-2「長期失業者等総合支援事業実施状況報告書」を委託者に報告しなければならない。

- 2 乙は、支援開始日から支援終了日まで、別添4「対象者の事業利用状況に関する証明書」及び別添5「対象者の就職状況に関する証明書」により対象者に係る事業利用の状況、就職及び職場定着の状況を記録しなければならない。
- 3 乙は、支援開始月から起算して2か月を経過した時点（支援開始月から起算して2か月を経過せず、事業利用の中断により支援の必要が無くなった対象者については、中断を確認できた時点）において、別添7-1「アンケート」により各対象者の満足度等に関するアンケート調査を実施しなければならない。
- 4 乙は、前項のアンケート調査について、必要な回答の督促、記載漏れの補充等に努め、支援開始月から起算して3か月を経過するまでに、当該アンケート調査の結果を集計し、回収したアンケートとともに、別添7-2「長期失業者等総合支援事業アンケート集計表」により委託者に報告しなければならない。
- 5 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業の終了（委託要綱第9条第5

項の規定による事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して30日以内に、別添8「長期失業者等総合支援事業完了報告書」及び収支計算書(任意様式)を甲に報告しなければならない。

- 6 甲は、委託事業を実施するために必要があると認めるときは、委託事業の実施状況を公表することができる。

(苦情等への対応)

- 第13条 乙は、苦情等の対応責任者を選任し、対象者等からの苦情は、誠実かつ速やかに対応し、その解決を図らなければならない。この場合において、乙は、委託者に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(事業の改善の指示及び事業改善計画書)

- 第14条 甲は、乙が対象者に対して支援を適切に提供していないと認めるとき、その他委託事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、委託事業の実施を改善するために必要な措置を講ずるよう指示するとともに、「事業改善計画書」(任意様式)を提出させることができる。この場合において、乙は、速やかに委託事業の実施の改善を図るとともに、甲に対し、その状況を報告しなければならない。
- 2 乙は、甲と協議の上で、事業改善計画書において具体的な改善内容を定めることとし、甲は、その内容に達しない対象者に係る委託費を支給しないことができる。ただし、甲が、対象者の都合により事業改善計画書に定める支援を提供できないと認めるときは、この限りでない。

(再委託の承認)

- 第15条 乙は、契約を履行する場合において、委託契約の全部を一括して再委託することを禁止する。
- 2 乙は、委託事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ「平成27年度長期失業者等総合支援事業再委託承認申請書」(様式第9号)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けた内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ「平成27年度長期失業者等総合支援事業再委託内容変更承認申請書」(様式第10号)により、同様の承認を受けなければならない。
- 4 前項で再委託の承認を受けた場合は、乙は、その責任において再委託先に対して、乙の義務を履行させなければならない。

(個人情報への取扱い)

第16条 乙は、本契約により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

3 乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複写又は複製した場合は、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

4 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとし、保存期間経過後、適正な方法で破棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

5 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合は、事案の発生した経緯、被害状況等について甲に報告するとともに、甲の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

6 乙は、再委託を行う場合は、再委託先との委託契約において、本条に基づく個人情報の管理の規定を盛り込まなければならない。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、正当な理由なく、委託事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託事業を中止し、又は終了した後においても、同様とする。

2 乙は、再委託を行う場合は、再委託先との委託契約において、前項に基づく守秘義務等の規定を盛り込まなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、本契約に違反し、又は乙の故意若しくは重大な過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(手数料又は報酬の徴収等)

第19条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、対象者及び当該対象者への紹介求人とする場合の当該求人者から手数料又は報酬を徴収してはならない。

2 乙は、委託事業を実施するに当たっては、対象者に対し、委託事業の内容

を構成しない商品その他のサービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

(権利の譲渡及び帰属)

第20条 乙は、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

- 2 乙は、委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、委託事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、委託事業を実施するに当たって、故意又は過失により第三者に損害を加えたときは、当該損害を賠償する責任を負わなければならない。

(委託契約の解除)

第21条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約の解除をすることができる。この場合においては、委託契約の解除は、将来に向かって効力を生じる。

- (1) 法令又は委託契約に違反した場合
 - (2) 調査を拒否し、又は虚偽の回答をした場合
 - (3) 指示に従わなかった場合
 - (4) 偽りその他不正の行為により委託事業を受託した場合
 - (5) 対象者又は対象者を雇い入れた事業主と通謀して、就職又は職場定着を仮装する場合など、偽りその他不正の行為により委託費の支給を受けようとし、又は受けた場合
 - (6) 事業者の要件に該当しなくなった場合、破産の場合など、委託事業を適正に実施することが困難である場合
- 2 前項の規定により、本契約が解除された場合において、乙は、委託事業の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づきこれを処理するものとする。

(委託費の返還、延滞金及び加算金)

第22条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し、委託費の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、乙は、甲の求めにより、当該委託費の全部又は一部を返還し、さらに委託費の支給の日の翌日を起算日として、委託費の返還の日までの日数に応じて、年20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。

ならない。ただし、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切な金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。

- (1) 法令又は委託契約に違反した場合
 - (2) 調査を拒否し、又は虚偽の回答をした場合
 - (3) 指示に従わなかった場合
 - (4) 偽りその他不正の行為により委託事業を受託した場合
 - (5) 対象者又は対象者を雇い入れた事業主と通謀して、就職又は職場定着を仮装する場合など、偽りその他不正の行為により委託費の支給を受けようとし、又は受けた場合
- 2 乙は、委託費の過誤払があったときは、それを返還しなければならない。その際、乙は、甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じて、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 3 甲は、本条第1項の「過失」による場合において、やむをえない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。
- 4 延滞金、元本（返還する委託費）及び本条第1項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第23条 甲は、本契約に関して、次の各号に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合は、速やかに、当該通知文書

の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第24条 乙は、本契約に関し、次の各号に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各号の違約金を免れることができない。

3 本条第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に係る延滞金)

第25条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の延滞金を甲の指示に基づき支払わなければならない。

(委託事業に係る支出明細書)

第26条 乙が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人（以下「特例民法法人」という。）である場合は、この委託事業に係る支出明細書を「補助金等支出明細書」（様式第11号）により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに甲及び整備法第95条の規定により、なお従前の例により特例民法法人の業務の監督を行う行政機関に報告するものとする。

（属性要件に基づく契約解除）

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第28条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第29条 乙は、第27条及び第28条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、第27条及び第28条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第30条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第31条 甲は、第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第32条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入

(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(委託契約の解釈)

第33条 前各条に定めるほか、本契約に関し、条文の解釈に疑義が生じたとき、又は各条文に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

この委託契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成27年●●月●●日

甲 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 山口宏之 印

乙 (受託者名) (役職及び氏名) 印
(所在地)

(様式第4号の別紙1)

平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画

(受託者名)

委託事業の事項	委託事業の内容
	<p>※ 以下の事項を記載すること。</p> <p>① 事業全体の成果目標</p> <p>② 各支援のスケジュール・カリキュラム</p> <p>③ 各支援に関する具体的な方法、実施時期、所要時間、回数及び目標</p> <p>④ 実施体制（管理責任者、事務担当者、キャリア・コンサルタント、就職セミナーの担当者、求人開拓の担当者、メンタルヘルス相談の担当者等）</p> <p>⑤ キャリア・コンサルタント1人当たりの担当対象者数（上限）</p> <p>⑥ 苦情対応体制及び能動的な支援体制の確保に当たっての具体的な取組</p> <p>⑦ 事業を実施する事務所（所在地、レイアウト、面積、室数）</p> <p>⑧ 営業日・営業時間（夜間及び土日営業の可否も記載）</p> <p>⑨ その他、委託者又は受託者が必要と認める事項</p>
事業期間	平成27年●●月●●日 ～ 平成28年12月31日
委託費の額	円

※委託費の内訳は別紙2「平成27年度長期失業者等総合支援事業積算内訳」のとおり

(様式第4号の別紙2)

平成27年度長期失業者等総合支援事業積算内訳

(受託者名)

区 分	委託費の額	備考
1 基本支給額 (就職の成否に係わらないもの) <u>(計算式)</u>	円	単価 200,000 円 ●●人
2 追加支給額 (対象者を就職かつ職場定着させた場合) <u>(計算式)</u>	円	単価 400,000 円 ●●人
3 消費税相当額 (内税) <u>(計算式) (上記1 + 上記2) × 8/108</u>	円	
合 計 (上記1 + 上記2)	円	

(様式第4号の別添1-1)

対 象 者 通 知 書

平成 年 月 日

受託者 殿

福岡労働局
職業安定部長

平成 年 月 日付で委託契約を締結した福岡地域における平成27年度長期失業者等総合支援事業について、本事業委託契約書第5条第2項に基づき、平成 年 月開始分に係る対象者を別紙のとおり通知します。

平成27年度長期失業者等総合支援事業 対象者一覧表

平成 年 月開始 福岡地域(福岡中央公共職業安定所)

① 整理番号	② 氏名	③ 氏名(カナ)	④ 住所(市区町村)	⑤ 電話番号	⑥ 年齢	⑦ 生年月日	⑧ 性別	⑨ 希望月収(万円)	⑩ 希望職種	⑪ 失業期間	⑫ 紹介・相談状況(直近3ヵ月)	
											紹介件数(件)	相談回数(回)

※1 ①は整理番号は以下によるものとする。
年度(2桁)+開始月(2桁)+安定所番号(5桁)+番号(3桁)

※2 ②~⑫は、求職票から転記すること。

※3 ⑦生年月日は、半角英数で「例:S47.10.17」のとおり記入すること。

※4 ⑧性別は、次により1又は2と記入すること。
1 男 2 女

※5 ⑩希望職種は、次により1から12のいずれかを記入すること。
1 管理 2 専門・技術 3 事務 4 販売 5 サービス 6 保安 7 農林漁業 8 生産工程 9 輸送・機械運転 10 建設・採掘 11 運搬・清掃・包装等 12 未定

※6 ⑪失業期間は、〇年〇月のとおり記入すること。

申出日 平成 年 月 日

民間就職支援会社による就職支援 に関する申出書

申出者氏名

民間就職支援会社による就職支援及び職場定着支援について
次のとおり申し出ます。

(該当する項目に○印と、1. 2. に○をした場合は辞退の理由を簡
潔に記入して下さい)

1. 就職支援を辞退します。
2. 職場定着支援を辞退します。
3. キャリア・コンサルティングについて、電話又は電子メール等による相談を希望します(原則は対面相談)
4. 職場定着支援について、電話又は電子メール等による相談を希望します(原則は対面相談)

理由

対象時期 平成 年 月開始

担当者:

担当者記載欄:

(様式第4号の別添2)

対 象 者 補 充 申 出 書

平成 年 月 日

福岡労働局長 殿
(職業安定部経由)

受託者名

平成 年 月 日付で委託契約を締結した福岡地域における平成27年度長期失業者等総合支援事業について、本事業委託契約書第5条第6項に基づき、対象者を補充していただきますよう申し出ます。

委 託 費 請 求 書

平成 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

印

官署支出官

福岡労働局長 前田 芳延 殿

平成 年 月 日付で委託契約を締結した福岡地域における平成27年度長期失業者等総合支援事業（ 月開始分）に係る委託費について、本事業委託契約書第8条第3項に基づき、下記の金額を交付されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円也

(内訳は別添「委託費請求額内訳」及び「委託費請求対象者名簿」のとおり)

2 振込先

振込先金融機関・店舗名
預 金 種 別
口 座 番 号
口 座 名 義
名 義 人 住 所

(様式第4号の別添3-2)

長期失業者等総合支援事業 委託費請求額内訳

(平成 年 月開始分)

区 分	① 1人当たり の金額	② 対象者数	③ 金額 (①×②)
1 委託契約書第6条第1項(1)に該当する者 (対象者の就職の成否に関わらず支給される基本支給額)	200,000円	人	円
2 委託契約書第6条第1項(2)①に該当する者 (対象者が受託者の職業紹介により就職し、かつ、就職後3か月以上職場定着した場合に支給される追加支給額)	400,000円	人	円
3 委託契約書第6条第1項(2)②に該当する者 (対象者が受託者の職業紹介以外により就職し、かつ、就職後3か月以上職場定着した場合に支給される追加支給額)	200,000円	人	円
4 消費税相当額(内税) (上記1+2+3)×8/108			円
合 計 (上記1+2+3)			円

※ 様式第4号の別添3-3「委託費請求対象者名簿」を添付すること

対象者の事業利用状況に関する証明書

1 対象者氏名 :		対象者番号 :		対象地域 :	
2 受託事業者 :					
3 支援開始日 : 平成 年 月 日					
4 報告期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (〇/〇枚目)					
5 事業利用状況					
日付	曜日	利用時間	支援内容	本人確認欄(署名)	
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
月 日		〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇			
上記の支援を実施したことに相違ありません。 平成 年 月 日					
<u>受託事業者</u> 印 <u>責任者</u>					

※ 支援がなされた日に、出席確認のための本人署名及び実施した支援内容(例:キャリア・コンサルティング、履歴書・職務経歴書の作成講習、面接の受け方講習、メンタルヘルス相談、職業紹介など)を記入すること。

※ 本報告書に続紙がある場合は、上記4欄の()内に合計枚数及び報告書のページ数を記載すること。

対象者の就職状況に関する証明書

1	対象者氏名：	対象者番号：	対象地域：
2	(1) 受託事業者：		
	(2) 再受託事業者：		
3	支援開始日：	平成 年 月 日	
4	就職の状況		
	<p>(1) (対象者氏名) は、(受託事業者名又は安定所名等の職業紹介) により、平成 年 月 日から (就職先事業主名) に就職していること。 なお、就職先事業主が労働者派遣事業者である場合は、常用型派遣労働者であって、登録型派遣労働者ではないこと。</p>		
	<p>(2) (対象者氏名) は、常用雇用 (期間の定めのない雇用、又は1年以上雇用される見込みであるもの) に就き、雇用保険の一般被保険者に該当すること。 本人の雇用保険被保険者番号は (雇用保険被保険者番号) であること。</p>		
	<p>(3) 上記2の受託事業者 (再受託事業者を含む。) は、上記4 (1) の就職先事業主から職業紹介の手数料又は報酬を徴収していないこと。</p>		
	<p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。 ① 上記4 (1) の就職先事業主が、上記2の受託事業者 (再受託事業者を含む。以下同じ) と同一である場合 ② 上記4 (1) の就職先事業主が、受託事業者の親会社又は子会社である場合 ③ 上記4 (1) の就職先事業主と、受託事業者との間で、次のいずれかに該当する場合 ア 代表者が同一である場合 イ 取締役又はこれに準ずるものを兼務する者が、いずれかの取締役会又はこれに準ずる機関の構成員の過半数を占める場合 ウ 一方の取締役若しくはこれに準ずるもの若しくは使用人又はこれらの者であった者が他方の取締役会又はこれに準ずる機関の構成員の過半数を占める場合</p>		
5	<p>職場定着の状況 上記4 (1) の就職日から平成 年 月 日まで、雇用が継続していること。</p>		
備考欄			
※ 紹介予定派遣及び常用目的紹介による常用雇用については、備考欄にその旨を記載すること。			
上記の1、2、4 (1) 及び5について、相違ありません。			平成 年 月 日
			対象者
上記の4 (1) (2) (3) (4) 及び5について、相違ありません。			
			就職先事業主 印
上記のすべてについて、相違ありません。			
			受託事業者 印
			責任者

※ 対象者については、自署とし、押印は不要とすること。

平成27年度長期失業者等総合支援事業 実施状況報告書 (対象者一覧表)
(平成27年6月開始分)

対象地域 (ハローワーク福岡中央)

平成27年 月末の状況

受付者 株0000

① 対象者氏名 番号	② 支援開始 前送週日	③ 支援 開始日	全支援 終了日	就職支援の実績 (実施回数又は●印を記入)				就職状況 (就職件数、就職日又は支援再開日を記入)				職場定着状況			備考			
				キャリア アップ	職業 紹介	就業 セミナー	就業 グループ	面接 回数	電話 相談	その他	④ 就職支援 実施中	⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

【報告書の作成に当たったの留意事項】

- 1 全ての欄は、報告対象月の月末時点の状況を計上する。①～⑫欄は、総合表の計数とリンクしている。
- 2 「職業紹介」欄及び⑥欄における「自社求人」は、受託者が独自に開拓した求人とする。
- 3 「就職セミナー」欄は、1講義(1時間程度)につき「1」を計上する。
- 4 就職セミナーの時間の過半にグループワークの手法を用いている場合は、「就職セミナー」欄ではなく「グループワーク」欄に「1」を計上する。
- 5 「全支援終了日」欄について、(1)就職した場合は職場定着支援の終了日、(2)未就職で終了した場合は就職支援期間6か月目の末日、(3)自己都合(職業訓練受講や音信不通を含む)で支援中断した場合は確認日をそれぞれ記入する。
- 6 ⑥⑦⑧欄は、就職した場合には、いずれか該当する欄に「1」を計上する。また、支援期間中に就職・離職・支援再開を経て、2回目の就職に至った場合も、⑥⑦⑧欄のいずれか該当する欄に「1」を追加計上する。
- 7 ⑥⑦⑧欄の「常用1年以上雇用」欄は、期間の定めのない雇用又は1年以上雇用される見込みの場合に「1」を計上する。
- 8 ⑥⑦⑧欄の「それ以外の雇用」欄は、1年未満の有期雇用、登録型派遣、自営などの場合に「1」を計上する。
- 9 ④及び⑨～⑫欄は、それぞれの状況に該当したときに「●」を記入し、該当しないときに空欄とする。なお、各欄の記入が重複することはない。
- 10 ⑬欄は、対象者に確認した上で、職場定着している場合に、就職日から起算して3か月経過した日を記入する(追加支給額の対象の可否は問わない)、職場定着支援の実施の有無は問わない)

平成27年度長期失業者等総合支援事業 実施状況報告書 (対象者一覧表) (平成27年6月開始分)

平成27年6月末の状況

併〇〇〇〇

対象地域 福岡地域 (ハローワーク福岡中央)

番号	① 対象者氏名			② 支援開始前経過日			③ 支援開始日	全支援終了日	就業支援の実績 (実施回数又は●印を記入)				就業状況 (就職件数、就職日又は支援再開日を記入)				職場定着状況				終了状況 (●印を記入)				備考									
	キャリアマッチング	就業紹介	グループワーク	生活習慣に関する指導	メンタルケア相談	その他就業支援実施中			④ 就職支援回数	⑤ 自己紹介による	⑥ 安定紹介による	⑦ その他(自己紹介等)	⑧ 就職日	⑨ 就職後支援再開日	⑩ 就職日(2回目)	⑪ 職場定着支援回数	⑫ 職場定着支援中	⑬ 職場定着支援終了日	⑭ 就業状況	⑮ 未就職で終了	⑯ 就業支援中断	⑰ 就業訓練受講												
計	198	194	172	170	126	71	17	20	16	16	5	5	0	5	1	1	2	10	5	4	21	6	3	1	1	0	1							
1 A																																		
2 B																																		
3 C																																		
4 D																																		
5 E																																		
6 F																																		
7 G																																		
8 H																																		
9 I																																		
10 J																																		
11 K																																		
12 L																																		
13 M																																		
14 N																																		
15 O																																		
16 P																																		
17 Q																																		
18 R																																		
19 S																																		
20																																		
21																																		
22																																		
23																																		
24																																		
25																																		
26																																		
27																																		
28																																		
29																																		
30																																		

⑨～⑰欄は、その状況が確認された時点で●印を入力。

⑬欄は、就職日から●印を入力し、職場定着終了日又は離職したときに●印を削除。

⑥⑦⑧欄について
・就職(1回目)した場合は、該当欄に「1」を計上。
・就職→離職→支援再開を経て、2回目の就職に至った場合も、該当欄に「1」を追加計上。
・1回目と2回目の就職で、該当欄

④欄は、就職支援の開始又は再開のときに●印を入力。就職その他の理由で支援終了したときは●印を削除。

全支援終了日について、職場定着後、就職支援を再開した場合は、入力済の日

【報告書の作成に当たった際の留意事項】

- 全ての欄は、報告対象月の月末時点の状況を計上する。①～⑬欄は、総括表の計数とリンクしている。
- 「就業紹介」欄及び⑥欄における「自社求人」は、委託者が独自に開拓した求人とする。
- 「就業セミナー」欄は、1講義(1時間程度)につき「1」を計上する。
- 就業セミナーの時間の過半にグループワークの手法を用いている場合は、「就業セミナー」欄ではなく「グループワーク」欄に「1」を計上する。
- 「全支援終了日」欄については、(1)就職した場合は就業定着支援の終了日、(2)未就職で終了した場合は就業定着支援期間6か月目の末日、(3)自己都合(職業訓練受講や音信不通を含む)で支援中断した場合は確認日をそれぞれ記入する。
- ⑥⑦⑧欄は、就職した場合に、いずれか該当する欄に「1」を計上する。また、支援期間中に就職・離職・支援再開を経て、2回目の就職に至った場合も、⑥⑦⑧欄のいずれか該当する欄に「1」を追加計上する。
- ⑥⑦⑧欄の「常用1年以上雇用」欄は、期間の定めのない雇用又は1年以上雇用される見込みの場合に「1」を計上する。
- ⑥⑦⑧欄の「それ以外の雇用」欄は、1年未満の有期雇用、登録型派遣、自営などの場合に「1」を計上する。
- ④及び⑨～⑱欄は、それぞれの状況に該当したときに「●」を記入し、該当しないときに空欄とする。なお、各欄の記入が重複することはない。
- ⑲欄は、対象者に確認した上で、職場定着している場合に、就職日から起算して3か月経過した日を記入する(追加支給額の対象の可否は問わない、職場定着支援の実施の有無は問わない)

【報告書の作成に当たった際の留意事項】

- ① 通知対象者：管轄労働局から「就職支援利用通知書」を発送した対象者数（補充対象者として通知した対象者を含む）
- ② 支援開始前辞退者：①欄のうち就職支援の開始前に辞退を申し出た対象者数
- ③ 支援開始者：①欄のうち就職支援を開始した対象者数（これから就職支援を予定している者は含まない）
- ④ 就職支援実施中：報告対象月の月末時点で、就職支援を実施中の対象者数
- ⑤ 就職支援終了：⑥～⑭欄の理由により就職支援を終了した対象者数。2回就職又は離職する場合は、⑤欄とその内訳（⑥～⑭欄）の合計は必ずしも一致しない。
- ⑥ 就職（自社求人者の紹介による）：受託者が開拓した求人者の紹介による就職者数
- ⑦ 就職（安定所紹介による）：安定所の紹介による就職者数
- ⑧ 就職（その他）：自己就職、自営、その他の方法による就職者数
- 「常用1年以上雇用」欄は、期間の定めのない雇用又は1年以上雇用される見込みの就職者数（職場定着の可否は問わない）
- 「それ以外の雇用」欄は、1年未満の有期雇用、登録型派遣、自営などの就職者数（職場定着の可否は問わない）
- ⑨ 職業訓練受講：就職支援の期間中に、職業訓練の受講を希望し、支援の中断を申し出た対象者数
- ⑩ 就職支援中断：就職支援の期間中に、自己都合や傷病などにより支援の中断を申し出た対象者数
- ⑪ 未就職で終了：就職支援の期間である6か月目の末日に達した時点で未就職の対象者数
- ⑫ 音信不通で終了：就職支援の期間中、対象者と連絡が取れなくなり、管轄労働局に協議の上で支援終了とした対象者数
- ⑬ 職場定着支援中：報告対象月の月末時点で、職場定着支援を実施中の対象者数（追加支給額の対象の可否は問わない）
- ⑭ 職場定着：就職後3か月間職場定着した対象者数（追加支給額の対象の可否は問わない、職場定着支援の実施の有無は問わない）
- ⑮ 開拓求人者数：対象者に紹介するために、該当月に受託者が独自に開拓した求人者数（前月から引き続き登録されている求人は含まない）

平成27年度長期失業者等総合支援事業 実施状況報告書 (総括表)
(平成 27 年 月 月末の状況)

受託者名 (株)○○

対象地域 福岡地域 (ハローワーク福岡中央)

(単位:人)

11月末 累計	19	2	17	15	2	就職状況						0	0	1	0	12		
						就職状況			終了状況								14職場定着 支援中	14職場定着
						⑥自社求人 紹介による 常用 1年以上 雇用	⑦安定所紹介 による 常用 1年以上 雇用	⑧その他(自己 就職等) 常用 1年以上 雇用	⑨職業訓練 受講	⑩就職支援 中断	⑪未就職で 終了							
6月 開始	19	2	17	15	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	28年 4月中 開拓		
7月 開始																28年 5月中 開拓		
8月 開始																28年 6月中 開拓		
9月 開始																28年 7月中 開拓		
10月 開始																28年 8月中 開拓		
11月 開始																11月中 開拓		
12月 開始																12月中 開拓		
1月 開始																28年 1月中 開拓		
2月 開始																28年 2月中 開拓		
3月 開始																28年 3月中 開拓		
○月末 累計	19	2	17	15	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12		

【報告書の作成に当たった際の留意事項】

- ①通知対象者：管轄労働局から「就職支援利用通知書」を発送した対象者数（補充対象者として通知した対象者を含む）
- ②支援開始前辞退者：①欄のうち就職支援の開始前に辞退を申し出た対象者数
- ③支援開始者：①欄のうち就職支援を開始した対象者数（これから就職支援を予定している者は含まない）
- ④就職支援実施中：報告対象月の月末時点で、就職支援を実施中の対象者数
- ⑤就職支援終了：⑥～⑩欄の理由により就職支援を終了した対象者数。2 回就職又は離職する場合は、⑤欄とその他の内訳（⑥～⑩欄）の合計は必ずしも一致しない。
- ⑥就職（自社求人紹介による）：受託者が開拓した求人の紹介による就職者数
- ⑦就職（安定所紹介による）：安定所の紹介による就職者数
- ⑧就職（その他）：自己就職、自営、その他の方法による就職者数
- ⑨「常用1年以上雇用」欄は、期間の定めのない雇用又は1年以上雇用される見込みの就職者数（職場定着の可否は問わない）
- ⑩「それ以外の雇用」欄は、1年未満の有期雇用、登録型派遣、自営などの就職者数（職場定着の可否は問わない）
- ⑪職業訓練受講：就職支援の期間中に、職業訓練の受講を希望し、支援の中断を申し出た対象者数
- ⑫就職支援中断：就職支援の期間中に、自己都合や傷病などにより支援の中断を申し出た対象者数
- ⑬未就職で終了：就職支援の期間である6か月目の末日に達した時点で未就職の対象者数
- ⑭音信不通で終了：就職支援の期間中、対象者と連絡が取れなくなり、管轄労働局に協議の上で支援終了とした対象者数
- ⑮職場定着支援中：報告対象月の月末時点で、職場定着支援を実施中の対象者数（追加支給額の対象の可否は問わない）
- ⑯職場定着：就職後3か月間職場定着した対象者数（追加支給額の対象の可否は問わない、職場定着支援の実施の有無は問わない）
- ⑰開拓求人数：対象者に紹介するために、該当月に受託者が独自に開拓した求人数（前月から引き続き登録されている求人は含まない）

アンケート (平成 年 月開始分)

民間の職業紹介会社による就職支援をご利用いただきありがとうございます。
今後の事業運営の参考にいたしますので、次のアンケートにご協力をお願いします。
該当する項目の番号に○印を記入してください。

1 性別と年齢をご記入ください。

① 男性 ② 女性 () 歳

2 前職を離職されて、どのくらいになりますか？

① 働いたことがない ② 6か月未満 ③ 6か月～1年未満
④ 1年～1年6か月未満 ⑤ 1年6か月～2年未満 ⑥ 2年以上

3 支援期間はいかがでしょうか？

① ちょうどよい ② 長い ③ 短い

4 本事業の支援内容はいかがでしょうか？ また、その理由や意見をお聞かせください。

(1) オリエンテーション、再就職支援計画の作成

① 満足している ② まあ満足している ③ あまり満足していない ④ 不満

()

(2) キャリア・コンサルティング (応募書類の添削、面接指導などの個別相談)

① 満足している ② まあ満足している ③ あまり満足していない ④ 不満

()

(3) 就職セミナー (求職活動に当たっての心構え、自己理解、労働市場の理解、履歴書・職務経歴書の作成方法、面接の受け方などの講義)

① 満足している ② まあ満足している ③ あまり満足していない ④ 不満

()

※ 裏面もご記入ください

(4) グループワーク (対象者同士による求職活動に関する意見交換・情報交換)

- ① 満足している ② まあ満足している ③ あまり満足していない ④ 不満

()

(5) メンタルヘルス相談 (相談された方のみご記入ください。)

- ① 満足している ② まあ満足している ③ あまり満足していない ④ 不満

()

(6) 求人情報の提供・職業紹介

- ① 満足している ② まあ満足している ③ あまり満足していない ④ 不満

()

5 その他、支援の感想、意見、要望等がありましたら、ご自由にご記入ください。

()

ご協力ありがとうございました。

委託者名:

対象地域: 福岡

【項目4(5)】					【項目4(6)】				
メンタルヘルズ相談		メンタルヘルズ相談に関する意見			求人情報の提供・職業紹介				求人情報の提供・職業紹介に関する意見
①	②	③	④		①	②	③	④	
				・〇〇が良かった ・△△が参考になった ・□□については、〇〇なので改善して欲しい					・〇〇が良かった ・△△が参考になった ・□□については、〇〇なので改善して欲しい

【項目5】	
その他の感想、意見、要望等	
・〇〇が良かった ・△△が参考になった ・□□については、〇〇なので改善して欲しい	

※意見の記載欄は、感想、要望、苦情に分けて、それぞれに最も多かったものを選んで記載すること
※意見の記載欄に収まらない場合は、「別添のとおり」と記載し、適任意様式を添付することとして差し支えないこと

平成27年度長期失業者等総合支援事業 事業完了報告書

受託者名	
------	--

項目 支援開始月	通知対象者数	支援開始前 辞退者数	委託契約書第6条第1項(1)に該当する者		委託契約書第6条第1項(2)①に該当する者		委託契約書第6条第1項(2)②に該当する者		委託費計 ①+②+③
			支援対象者数	委託費 ①	就職者数	委託費 ②	就職者数	委託費 ③	
〇年〇月									0
〇年〇月									0
〇年〇月									0
〇年〇月									0
〇年〇月									0
〇年〇月									0
〇年〇月									0
〇年〇月									0
〇年〇月									0
〇年〇月									0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 本報告書に収支計算書(任意様式)を添付すること

(様式第5号)

番 号
平成●●年●●月●●日

受託者名 殿

福岡労働局長

平成27年度長期失業者等総合支援事業変更通知書

平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画書に下記の変更の必要が生じたので、別紙のとおり通知します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由

(様式第6号)

番 号
平成●●年●●月●●日

福岡労働局長 殿
(支出負担行為担当官経由)

受託者名 印

平成27年度長期失業者等総合支援事業変更承認申請書

平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画書を下記により別紙1及び別紙2のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更理由
- 4 当初契約額
- 5 変更後契約額

(様式第6号の別紙1)

平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画

(受託者名)

委託事業の事項	委託事業の内容
	<p>※ 以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 事業全体の成果目標② 各支援のスケジュール・カリキュラム③ 各支援に関する具体的な方法、実施時期、所要時間、回数及び目標④ 実施体制（管理責任者、事務担当者、キャリア・コンサルタント、就職セミナーの担当者、求人開拓の担当者、メンタルヘルス相談の担当者等）⑤ キャリア・コンサルタント1人当たりの担当対象者数（上限）⑥ 苦情対応体制及び能動的な支援体制の確保に当たっての具体的な取組⑦ 事業を実施する事務所（所在地、レイアウト、面積、室数）⑧ 営業日・営業時間（夜間及び土日営業の可否も記載）⑨ その他、委託者又は受託者が必要と認める事項
事業期間	平成27年●●月●●日 ～ 平成28年12月31日
委託費の額	円

※委託費の内訳は別紙2「平成27年度長期失業者等総合支援事業積算内訳」のとおり

(様式第6号の別紙2)

平成27年度長期失業者等総合支援事業積算内訳

(受託者名)

区 分	当初委託費	変更委託費	増△減
1 基本支給額 (就職の成否に係わ らないもの) <u>(計算式)</u>	円	円	円
2 追加支給額 (対象者を就職かつ 職場定着させた場合) <u>(計算式)</u>	円	円	円
3 消費税相当額 (内税) <u>(計算式) (上記1 + 上記2) × 8/108</u>	円	円	円
合 計 (上記1 + 上記2)	円	円	円

(様式第7号)

平成27年度長期失業者等総合支援事業変更委託契約書

平成27年●●月●●日付けで、委託者支出負担行為担当官福岡労働局総務部長 山口 宏之(以下「甲」という。)と(受託者名)(役職及び氏名)(以下「乙」という。)との間で締結した「平成27年度長期失業者等総合支援事業委託契約書」について、当該契約書第4条に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

- 1 第1条の別紙1「平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画」を別紙1のとおり変更する。
- 2 第1条の別紙2「平成27年度長期失業者等総合支援事業積算内訳」を別紙2のとおり変更する。
- 3 第2条の様式第3号の「平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画書」を平成●●年●●月●●日付け「平成27年度長期失業者等総合支援事業変更承認申請書」に変更する。

本契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成●●年●●月●●日

甲	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 支出負担行為担当官 福岡労働局総務部長 山口 宏之	印
乙	(受託者名) (役職及び氏名) (所在地)	印

(様式第7号の別紙1)

平成27年度長期失業者等総合支援事業実施計画

(受託者名)

委託事業の事項	委託事業の内容
	<p>※ 以下の事項を記載すること。</p> <p>① 事業全体の成果目標</p> <p>② 各支援のスケジュール・カリキュラム</p> <p>③ 各支援に関する具体的な方法、実施時期、所要時間、回数及び目標</p> <p>④ 実施体制（管理責任者、事務担当者、キャリア・コンサルタント、就職セミナーの担当者、求人開拓の担当者、メンタルヘルス相談の担当者等）</p> <p>⑤ キャリア・コンサルタント1人当たりの担当対象者数（上限）</p> <p>⑥ 苦情対応体制及び能動的な支援体制の確保に当たっての具体的な取組</p> <p>⑦ 事業を実施する事務所（所在地、レイアウト、面積、室数）</p> <p>⑧ 営業日・営業時間（夜間及び土日営業の可否も記載）</p> <p>⑨ その他、委託者又は受託者が必要と認める事項</p>
事業期間	平成27年●●月●●日 ～ 平成28年12月31日
委託費の額	円

※委託費の内訳は別紙2「平成27年度長期失業者等総合支援事業積算内訳」のとおり

(様式第7号の別紙2)

平成27年度長期失業者等総合支援事業積算内訳

(受託者名)

区 分	当初委託費	変更委託費	増△減
1 基本支給額 (就職の成否に係わ らないもの) <u>(計算式)</u>	円	円	円
2 追加支給額 (対象者を就職かつ 職場定着させた場合) <u>(計算式)</u>	円	円	円
3 消費税相当額 (内税) <u>(計算式) (上記1 + 上記2) × 8/108</u>	円	円	円
合 計 (上記1 + 上記2)	円	円	円

(様式第8号)

番 号
平成●●年●●月●●日

福岡労働局長 殿

受託者名 印

平成27年度長期失業者等総合支援事業中止（廃止）承認申請書

平成27年度長期失業者等総合支援事業を下記により中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業内容
- 2 中止（廃止）理由
- 3 中止期間（廃止年月日）

(様式第9号)

番 号
平成●●年●●月●●日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 山口 宏之 殿

受託者名 印

平成27年度長期失業者等総合支援事業再委託承認申請書

平成27年度長期失業者等総合支援事業の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

- 1 再委託の相手方
(事業者名)
(所在地)
(連絡先)

- 2 再委託を行う業務の範囲

- 3 再委託の必要性

- 4 再委託を行う金額

※再委託先の事業概要及び見積書等の経費内訳を添付すること。

※再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容が分かるよう記載すること。

(様式第10号)

番 号
平成●●年●●月●●日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 山口 宏之 殿

受託者名 印

平成27年度長期失業者等総合支援事業再委託内容変更承認申請書

平成27年度長期失業者等総合支援事業の実施にあたり、その一部を再委託することとし、平成●●年●●月●●日付けで承認を受けた内容を下記のとおり変更することとしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方 (所在地、連絡先)		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 再委託の必要性		
4 再委託を行う金額		

※再委託先の事業概要及び見積書等の経費内訳を添付すること。

※再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容が分かるよう記載すること。

(様式第11号)

平成27年度補助金等支出明細書

特例民法法人名

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円 (A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
		千円
		千円
		千円
合計		千円
合計		千円
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円 (B)
(2) 上記(1)以外の支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円
6. その他		
内容		金額
		千円
		千円
		千円
合計		千円
7. 再補助・再委託の割合		% (B/A)

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること

(参考様式)

※ 本様式は、受託者のうち、委託契約書第26条の規定に該当する法人（国所管の公益法人（地方支分部局所管を含む。））が、補助金等の受け入れ状況を公開する場合の公開例として示すものである。

平成27年度補助金等報告書

公益法人名	
-------	--

1 年間収入（総収入－前期繰越金）		千円(A)
2 補助金等の交付実績額		
名称	補助金・委託費の別	交付官庁
	補助金・委託費	千円
	補助金・委託費	千円
	補助金・委託費	千円
		千円(B)
		%(B/A)

※千円未満の端数は四捨五入すること。